

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市人事行政の運営等の状況等の公表【総務局人事部人事課】

北九州市告示第500号

北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北九州市条例第11号）第6条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3の規定に基づき、本市人事行政の運営等の状況等をここに公表する。

平成30年12月25日

北九州市長 北 橋 健 治

平成 2 9 年度

北九州市人事行政の運営等の状況等

平成 3 0 年 1 2 月

北 九 州 市

この報告書は、北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北九州市条例第11号）第6条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3の規定に基づき、北九州市人事行政の透明性を高め、その公正性の一層の確保を図るため、本市における職員の任用や給与、勤務条件、厚生福利などを広く市民の皆様にお知らせするものです。

目次

人事行政の運営状況の公表

第1章 任用	8
(1) 職員の人数の増減	8
(2) 任用形態別の職員数の状況	8
(3) 職員の採用及び退職の状況	9
(4) 職員の昇任及び降任の状況	9
(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由	10
(6) 年齢別職員構成の状況	11
(7) 今後の定員管理の取組	11
(8) 職員数の推移	12
(9) 再就職の状況	12
第2章 職員の給与等の状況（公営企業以外）	20
(1) 人件費の状況（普通会計決算）	20
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）	20
(3) ラスパイレス指数の状況	20
(4) 給与改定の状況	21
(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	21
(6) 職員の初任給の状況	22
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	22
(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	22
(9) 昇給への勤務成績の反映状況	23
(10) 職員手当の状況	24
(11) 特別職の報酬等の状況	37
第3章 公営企業職員の給与等の状況	38
1 上水道事業	38
(1) 職員給与費の状況	38
(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	38
(3) 職員手当の状況	38
2 工業用水道事業	44
(1) 職員給与費の状況	44
(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	44
(3) 職員手当の状況	45
3 下水道事業	50

(1) 職員給与費の状況	50
(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	50
(3) 職員手当の状況	51
4 交通事業	56
(1) 職員給与費の状況	56
(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	57
(3) 職員手当の状況	57
5 病院事業	61
(1) 職員給与費の状況	61
(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	61
(3) 職員手当の状況	62
6 公営競技事業	68
(1) 職員給与費の状況	68
(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	68
(3) 職員手当の状況	68
第4章 勤務時間	70
(1) 勤務時間の状況	70
(2) 年次休暇の取得状況	70
(3) 特別休暇等の概要	71
第5章 休業等の状況	72
(1) 休業等の取得者数	72
第6章 分限及び懲戒	72
(1) 分限処分の状況	72
(2) 懲戒処分の状況	72
第7章 職員の服務	73
(1) 服務規律の遵守に関する取組	73
(2) 公益通報制度の運用状況	74
第8章 研修	74
(1) 研修方針	74
(2) 研修実績	74
第9章 勤務成績の評価	75
(1) 勤務成績の評価の概要	75
(2) 評価者研修の実施状況	75
第10章 福祉及び利益の保護	76
(1) 職員の健康管理に関する取組状況	76
(2) 職員の健康管理の実施状況	77

(3) 北九州市職員共済組合の事業実施状況	79
(4) 北九州市職員厚生会の事業実施状況	81

平成29年度北九州市人事委員会の業務状況について

第1章 組織及び運営	82
(1) 委員	82
(2) 委員会開催状況	82
(3) 事務局	82
第2章 任用関係事務	82
(1) 競争試験等の実施状況	82
(2) 昇任試験の実施状況	84
第3章 平成29年「職員の給与等に関する報告及び勧告」	85
(1) 報告の内容	85
(2) 勧告の内容	86
第4章 勤務条件についての措置要求	86
第5章 不利益処分についての審査請求	87
第6章 職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（苦情相談）	87

平成30年度等級別基準職務表及び等級等ごとの職員の数の公表

第1章 北九州市職員の給与に関する条例	87
(1) 行政職給料表	87
(2) 消防職給料表	90
(3) 教育職給料表(1)	90
(4) 教育職給料表(2)	91
(5) 研究職給料表	91
(6) 医療職給料表(1)	92
(7) 医療職給料表(2)	92
(8) 医療職給料表(3)	93
(9) 特定任期付職員給料表	94
第2章 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例	94
(1) 教育職給料表(3)	94
(2) 教育職給料表(4)	95
(3) 行政職給料表	96
(4) 医療職給料表(2)	97
第3章 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程	97
(1) 給料表(1)	97
第4章 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程	98
(1) 企業職給料表(一)	98

(2) 企業職給料表(二)	99
第5章 北九州市病院局職員給与規程	99
(1) 一般職給料表	99
(2) 医療職給料表(1)	100
(3) 医療職給料表(2)	101
(4) 医療職給料表(3)	101
第6章 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程	102
(1) 給料表(1)	102

【人事行政の運営状況の公表】

第1章 任用

(1) 職員の人数の増減（各年4月1日現在）

区分	条例定数	職員数			対前年増減数			対前年の主な増減理由 (平成30年)
		平成28年	平成29年	平成30年	平成28年	平成29年	平成30年	
市長事務局	5,655	4,993	4,995	4,950	8	2	▲45	(増員の理由) ・九州北部豪雨の災害派遣の強化 ・国際スポーツ大会の誘致推進 ・エネルギー産業拠点化の推進 ・ひびきの分署開設への対応 他 (減員の理由) ・組織機構の見直し ・外郭団体等への派遣見直し ・内部管理事務の見直し 他
消防局	1,000	979	987	1,000	8	8	13	
上下水道局	585	506	493	486	▲10	▲13	▲7	
交通局	110	60	63	65	▲1	3	2	
病院局	1,275	1,146	1,142	1,146	13	▲4	4	
公営競技局	45	—	—	35	—	—	35	
市議会事務局	44	30	31	30	▲2	1	▲1	
教育委員会	950	504	487	468	▲43	▲17	▲19	
行政委員会	76	59	59	56	▲1	0	▲3	
小計	9,740	8,277	8,257	8,236	▲28	▲20	▲21	
教育委員会(教職員)	5,250	5,065	4,486	4,488	109	▲579	2	
合計	14,990	13,342	12,743	12,724	81	▲599	▲19	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、退職者・派遣職員(条例定数外)及び常勤の再任用職員を含み、臨時・非常勤職員を除いています。以下同じ。
- 2 条例定数は、平成19年1月1日に改正(200人削減)しました。
 なお、平成24年4月1日の上下水道局の新設及び平成30年4月1日の公営競技局の新設に当たり、条例定数を改正しましたが、条例定数の合計には増減はありません。
- 3 行政委員会とは、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び農業委員会をいいます。
- 4 ▲は、職員数の減を表します。以下同じ。
- 5 教育委員会(教職員)の職員数は、平成28年は県費負担教職員数、平成29年及び平成30年は権限移譲に伴い、それに対応する教職員数を表しています。以下同じ。

(2) 任用形態別の職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	職員数		
	平成29年	平成30年	対前年増減数
正式任用	12,743	12,724	▲19
期限付任用(再任用を除く)	13	18	5
再任用職員(常勤)	446	513	67
再任用職員(短時間)	366	356	▲10
合計	13,109	13,080	▲29

- (注) 正式任用の職員数は、期限付任用(再任用を除く)及び再任用職員(常勤)の職員数を含みます。

(3) 職員の採用及び退職の状況

区分	採用			退職		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
市長事務部局	170(36)	204(68)	205(51)	193(6)	200(34)	211(38)
消 防 局	38(2)	34(3)	34(4)	25(7)	25(0)	29(5)
上下水道局	13(12)	14(13)	8(7)	27(5)	29(11)	31(9)
交 通 局	4(0)	2(0)	4(0)	0(0)	1(0)	0(0)
病 院 局	106(0)	91(2)	112(2)	89(0)	76(2)	67(1)
公営競技局	—	—	—	—	—	—
市議会事務局	0(0)	1(1)	0(0)	2(0)	1(0)	1(0)
教育委員会	18(15)	12(10)	17(16)	38(11)	37(9)	34(7)
行政委員会	1(0)	0(0)	2(1)	4(0)	4(0)	3(0)
小 計	350(65)	358(97)	382(81)	378(29)	373(56)	376(60)
教育委員会(教職員)	250(26)	281(84)	275(86)	253(24)	275(22)	329(51)
合 計	600(91)	639(181)	657(167)	631(53)	648(78)	705(111)

(注) () は、常勤の再任用職員で、内数としています

(4) 職員の昇任及び降任の状況 (平成 29 年度)

区 分	昇任					降任
	主 査	係長級	課長級	部長級	局長級	
行 政 職	95	66	48	28	9	1
研 究 職	0	0	0	0		0
医療技術職	12	5	5			0
保健看護職	15	8	0	1		0
教 育 職	0	0	0	0		0
消 防 職	19	13	6	3	1	0
合 計	141	92	59	32	10	1

区 分	昇任					降任
	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	
医 事 職	2	3	4	1	1	0

区 分	昇任		降任
	教頭	校長	
教 員	53	36	0

区 分	昇任			降任
	主任	主査	事務主幹	
学校事務職員	10	9	3	0

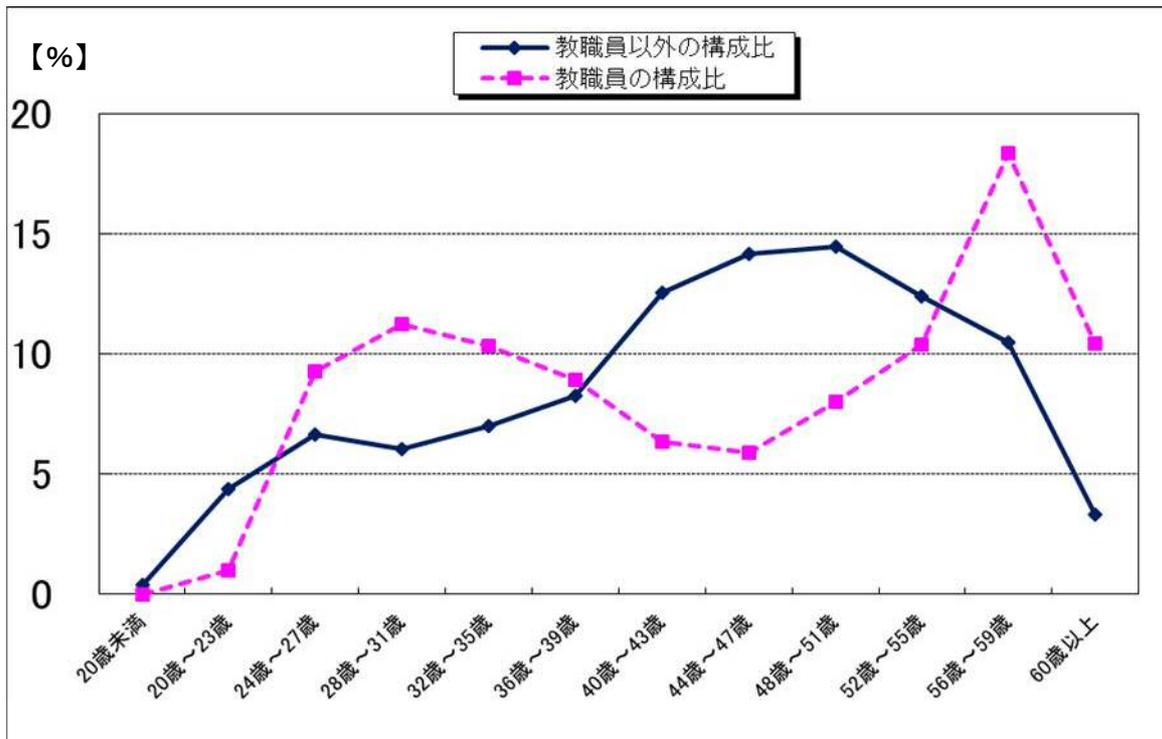
区 分	昇任		降任
	主任技師	技術主査	
学校栄養職員	0	0	0

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 29 年	平成 30 年		
一 般 行 政 部 門	議 会	31	30	▲1	
	総 務	1,001	1,021	20	被災地派遣等に伴う増員
	税 務	397	388	▲9	組織見直しに伴う減員
	労 働	16	17	1	
	農 林 水 産	83	82	▲1	
	商 工	165	161	▲4	組織見直しに伴う減員
	土 木	981	993	12	新規採用職員の暫定配置等に伴う増加
	民 生	1,111	1,123	12	被保護世帯支援体制の強化等
	衛 生	798	774	▲24	職員の退職等に伴う減員
	小 計	4,583	4,589	6	
特 別 行 政 部 門	教 育	682	652	▲30	職員の退職等に伴う減員
	教育（教職員）	4,486	4,488	2	
	消 防	987	1,000	13	新たな分署の設置に伴う増員
	小 計	6,155	6,140	▲15	
公 営 企 業 会 計 部 門 等	病 院	1,132	1,137	5	診療体制の強化等
	水 道	327	321	▲6	組織見直しに伴う減員
	交 通	63	65	2	運転業務体制の強化
	下 水 道	142	141	▲1	
	そ の 他	341	331	▲10	組織見直しに伴う増員
	小 計	2,005	1,995	▲10	
合 計	12,743 [14,990]	12,724 [14,990]	▲19		

(注) [] 内は、条例定数の合計です。

(6) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数 (人)	教職員以外	32	360	548	497	575	678	1,032	1,167	1,192	1,021	863	271	8,236
	教職員	0	44	415	503	463	400	284	264	358	465	824	468	4,488
構成比 (%)	教職員以外	0.4	4.4	6.7	6.0	7.0	8.2	12.5	14.2	14.5	12.4	10.5	3.3	100.0
	教職員	0.0	1.0	9.2	11.2	10.3	8.9	6.3	5.9	8.0	10.4	18.4	10.4	100.0

(7) 今後の定員管理の取組

市の成長戦略や市民ニーズが高い分野など必要な部署には人員配置を強化するなど、「選択と集中」といった観点での行政運営を進めるとともに、人口1万人当たりの職員数70人台を目指し、官民の役割分担の見直しに基づく民営化・民間委託化の推進や、仕事のやり方を見直しや事務改善に基づく業務の効率化、組織機構の見直しなど、さらなる取組を進め、引き続きよりスリムな組織・人員体制の構築を図っていきます。

また、教育委員会では、法律の規定により算定された定数に基づいて教職員を配置しています。

教職員の人員配置については、社会情勢の変化に対応しながら、教育の今日的課題を解決すべく、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を着実に推進するとともに、各学校における組織的な活動と清新で活気に満ちた気風の醸成を目指すことを通じて、本市学校教育の充実・発展を図るという視点に立って行っています。

今後も、引き続き学校教育の充実・発展を図るための人員配置を行います。

(8) 職員数の推移（各年4月1日現在）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

部門		区分		平成							
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
一般行政	職員数	4,992	4,913	4,849	4,756	4,759	4,649	4,609	4,578	4,583	4,589
	対前年		▲79	▲64	▲93	3	▲110	▲40	▲31	5	6
特別行政	職員数	1,923	1,850	1,829	1,772	1,741	1,698	1,682	1,678	1,669	1,652
	対前年		▲73	▲21	▲57	▲31	▲43	▲16	▲4	▲9	▲17
公営企業 等 会 計	職員数	2,062	1,984	1,893	2,022	1,988	2,000	2,014	2,021	2,005	1,995
	対前年		▲78	▲91	129	▲34	12	14	7	▲16	▲10
合 計	職員数	8,977	8,747	8,571	8,550	8,488	8,347	8,305	8,277	8,257	8,236
	対前年		▲230	▲176	▲21	▲62	▲141	▲42	▲28	▲20	▲21

イ 【教育委員会（教職員）】

部門		区分	
		平成 29年	平成 30年
教職員	職員数	4,486	4,488
	対前年		2
合 計	職員数	4,486	4,488
	対前年		2

(9) 再就職の状況

ア 概要

区 分	退職者	再就職者	再就職者の内訳		
			外郭団体	その他団体等	再任用等
局 長 級	7	6	2	3	1
部 長 級	21	18	5	4	9
課 長 級	77	66	8	7	51
合 計	105	90	15	14	61

(注) 退職者は、普通退職者を除き、平成30年3月31日に退職した者に限ります。

イ 再就職先

【局長級等】

氏 名	退職時の補職名	退 職 年月日	再就職先	役職名	再就職 年月日
原口 紳一	危機管理監	H30.3.31	ハートランド平尾台(株)	代表取締役社長	H30.6.26
西田 幸生	企画調整局長	H30.3.31	北九州エアターミナル(株)	代表取締役社長	H30.6.25
田島 裕美	市民文化スポーツ局長	H30.3.31	(公財)北九州市芸術文化振興財団	専務理事	H30.7.1
南 健一	小倉南区長	H30.3.31	(公社)北九州貿易協会	専務理事	H30.6.1

小松 真	若松区長	H30. 3. 31	社会医療法人 北九州病院	理事	H30. 5. 1
後藤 基明	戸畑区長	H30. 3. 31	市民文化スポーツ局	美術館副館長	H30. 4. 1
松原 英治	会計室長	H29. 3. 31	財政局	債権管理室長	H29. 4. 1
下向 則好	技術監理局長	H29. 3. 31	北九州紫川開発(株)	専務取締役	H29. 6. 27
柴田 邦江	総務局長	H29. 3. 31	(公財)アジア女性交流・研究フォーラム	専務理事	H29. 6. 23
石田 謙悟	環境局 環境国際戦略担当理事	H29. 3. 31	総務局	参事 (安全管理担当)	H29. 4. 1
諫山 修	上下水道局長	H29. 3. 31	(公財)北九州市環境整備協会	理事長	H29. 7. 1
小坪 正夫	市議会事務局長	H29. 3. 31	教育委員会	中央図書館長	H30. 4. 1
渡邊 義隆	教育次長	H29. 3. 31	子ども家庭局	参事 (教育・非行相談担当)	H29. 4. 1

【部長級】

氏 名	退職時の補職名	退 職 年月日	再就職先	役職名	再就職 年月日
埴谷 和久	危機管理室長	H30. 3. 31	職業訓練法人 北九州地区職業訓練協会	専務理事兼所長	H30. 4. 1
千々和 秀二	企画調整局 拠点開発担当部長	H30. 3. 31	八幡東区役所	主幹 (まちづくり・計画担当)	H30. 4. 1
永野 浩	総務局 情報政策部長	H30. 3. 31	総務局	女性の輝く社会推進室主幹 ((公財) アジア女性交流・研究フォーラムへ派遣)	H30. 4. 1
三浦 芳秀	市民文化スポーツ局 安全安心推進部長	H30. 3. 31	戸畑区役所	主幹 (まちづくり担当)	H30. 4. 1
加藤 賢次	環境局 循環社会推進部長	H30. 3. 31	(社福)戸畑民生事業協会	特別養護老人ホーム 戸畑大谷園長	H30. 4. 1
岩原 弘幸	環境局 新門司環境センター所長	H30. 3. 31	(公財)北九州市環境整備協会	業務部長	H30. 4. 1
尾崎 克憲	環境局 皇后崎環境センター所長	H30. 3. 31	小倉南区役所	両谷出張所長	H30. 4. 1
櫃本 礼二	産業経済局 担当部長 ((公財) 北九州産業学術機構へ派遣)	H30. 3. 31	公立大学法人 北九州市立大学	国際化推進室長	H30. 4. 1
川久保 真之	建設局 総務部長	H30. 3. 31	(社福)北九州市福祉事業団	事務局長	H30. 4. 1
田口 裕一郎	建設局 河川部長	H30. 3. 31	(地公)北九州市住宅供給公社	事務局長	H30. 4. 1
石川 靖治	建設局 西部整備事務所長	H30. 3. 31	行政委員会事務局	監査第二課長	H30. 4. 1
秋成 宏治	建築都市局 設備担当部長	H30. 3. 31	(公財)北九州産業学術推進機構	情報産業振興グループ長	H30. 4. 1

石井 宏治	港湾空港局 みなと振興部長	H30. 3. 31	(一社)北九州港振興協会	事務局長 (専務理事兼務)	H30. 4. 1
松本 道博	小倉北区役所 保健福祉担当部長	H30. 3. 31	小倉南区役所	主幹 (保護担当)	H30. 4. 1
青木 茂	若松区役所 保健福祉担当部長	H30. 3. 31	教育委員会事務局	参事 (人権教育担当)	H30. 4. 1
小松 美恵子	八幡東区役所 区次長	H30. 3. 31	市民文化スポーツ局	市民総務部 主幹 (区政事務センター担当)	H30. 4. 1
椛嶋 健二	消防局 小倉北消防署長	H30. 3. 31	消防局	警防部 航空隊長	H30. 4. 1
中島 郁夫	上下水道局 下水道施設担当部長	H30. 3. 31	㈱北九州ウォーターサービス	下水道部長	H30. 4. 1
藤本 正	教育委員会事務局 総務部長	H30. 3. 31	病院局	八幡病院事務局長	H30. 4. 1
牟田 英昭	技術監理局 技術部長	H29. 3. 31	産業経済局	農林水産部 東部農政事務所長	H29. 4. 1
中嶋 重利	財政局 税務部長	H29. 3. 31	公立大学法人 北九州市立大学	地域・研究支援課長	H29. 4. 1
青柳 祐治	環境局 環境国際戦略部長	H29. 3. 31	環境局	参事 (日中大气汚染対策担当)	H29. 4. 1
平田 豊	環境局 日明環境センター所長	H29. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 新門司地域交流センター館長	H29. 4. 1
牛島 慎一郎	建設局 東部整備事務所長	H29. 3. 31	危機管理室	危機管理課 復興支援統括官	H29. 4. 1
椿原 通孝	建築都市局 担当部長	H29. 3. 31	福岡北九州高速道路公社	北九州事務所長	H29. 4. 1
川口 磯雄	建築都市局 指導部長	H29. 3. 31	(一財)福岡県建築住宅センター	北九州事務所統括監兼所長	H29. 4. 1
佐野 正勝	建築都市局 住宅部長	H29. 3. 31	公立大学法人 北九州市立大学	施設担当課長	H29. 4. 1
児島 隆二	港湾空港局 開発担当部長	H29. 3. 31	港湾空港局	整備保全部 主幹 (施設工事担当)	H30. 4. 1
寺田 朝孝	小倉北区役所 区次長	H29. 3. 31	子ども家庭局	子ども家庭部 夜宮青少年センター所長	H29. 4. 1
久末 隆彦	小倉南区役所 区次長	H29. 3. 31	総務局	女性の輝く社会推進室主幹 ((公財)アジア女性交流・研究フォーラムへ派遣)	H29. 4. 1
松嶋 義隆	若松区役所 区次長	H29. 3. 31	広報室	広報室 広聴課長	H30. 4. 1
後藤 俊	八幡東区役所 保健福祉担当部長	H29. 3. 31	財政局	東部市税事務所 主幹 (固定資産税担当)	H29. 4. 1
塚崎 修	八幡西区役所 区次長	H29. 3. 31	産業経済局	総務政策部 渡船事業所長	H29. 4. 1
堤 康二	戸畑区役所 区次長	H29. 3. 31	皿倉登山鉄道(株)	総務部長	H29. 4. 1
遠山 義則	戸畑区役所 保健福祉担当部長	H29. 3. 31	産業経済局	中央卸売市場長	H30. 4. 1
古井 秀之	消防局 小倉南消防署長	H29. 3. 31	消防局	八幡東消防署 予防課長	H30. 4. 1

友久 広一	上下水道局 下水道部長	H29. 3. 31	地方共同法人 日本下水道事業団	九州総合事務所 施工管理課専門幹	H29. 4. 1
柴田 邦孝	上下水道局 東部工事事務所長	H29. 3. 31	㈱北九州ウォーターサービス	水道部長	H29. 4. 1
川原 泉	交通局次長	H29. 3. 31	市民文化スポーツ局	安全・安心推進部 消費生活センター館長	H29. 4. 1
山本 智美	病院局医療センター 看護部長	H29. 3. 31	病院局	医療センター事務局主幹 (地域医療連携推 進担当)	H29. 4. 1
大庭 正美	教育委員会事務局 指導部長	H29. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 楠橋地域交流センター館長	H29. 4. 1

【課長級】

氏 名	退職時の補職名	退 職 年月日	再就職先	役職名	再就職 年月日
野中 順之	企画調整局政策部 担当課長 (公立大学法人北九州市立大学へ派遣)	H30. 3. 31	(一財)北九州市教職員互助会	事務局長	H30. 4. 1
世取 義裕	総務局総務部 文書課長	H30. 3. 31	総務局	総務部文書館長	H30. 4. 1
佐藤 昭二	財政局東部市税事務所 納税課長	H30. 3. 31	ハートランド平尾台(株)	総務部長	H30. 4. 1
松尾 康弘	財政局西部市税事務所 市民税課長	H30. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 蟠田地域交流センター次長	H30. 4. 1
今吉 由美	市民文化スポーツ局文化部 文芸担当課長	H30. 3. 31	戸畑区役所	保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク担当係長	H30. 4. 1
高原 文子	保健福祉局健康医療部 医療管理担当課長	H30. 3. 31	保健福祉局	保健衛生部医務業務課 院内感染担当係長	H30. 4. 1
西原 朱美	保健福祉局健康医療部 医療管理担当課長	H30. 3. 31	子ども家庭局	子ども家庭部保育課 保育医療支援担当係長	H30. 4. 1
鷹取 典子	保健福祉局人権推進センター 人権推進課長	H30. 3. 31	総務局	女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課 担当係長 (公財)アジア女性交流・研究フォーラムへ派遣)	H30. 4. 1
宮本 敬三	子ども家庭局子ども家庭部 監査指導課長	H30. 3. 31	子ども家庭局	子ども家庭部監査指導課 監査指導係長	H30. 4. 1
尾上 正吉	環境局総務政策部 職員指導担当課長	H30. 3. 31	環境局	総務部 主幹(職員育成担当)	H30. 4. 1
中渕 辰也	環境局日明環境センター 地域環境担当課長	H30. 3. 31	環境局	日明環境センター 主幹(職員育成担当)	H30. 4. 1
大田黒 鎮雄	環境局皇后崎環境センター 皇后崎工場長	H30. 3. 31	㈱北九州ウォーターサービス	下水道部 皇后崎事業所長	H30. 4. 1
東條 和央	産業経済局農林水産部 農事センター所長	H30. 3. 31	産業経済局	中央卸売市場 業務係長	H30. 4. 1
關川 進太郎	建設局河川部 水環境課長	H30. 3. 31	(地公)福岡北九州高速道路公社	北九州事務所 保全課長	H30. 4. 1
藤田 雅之	建築都市局建築部 機械設備課長	H30. 3. 31	㈱北九州ウォーターサービス	水道部 排水事業所長	H30. 4. 1

岡田 光司	門司区役所 企画広報担当課長	H30. 3. 31	(一社)北九州港振興協会	事業課長	H30. 4. 1
都甲 猛	若松区役所 企画広報担当課長	H30. 3. 31	公立大学法人 北九州市立大学	学務第二課 学生係長	H30. 4. 1
西山 陽子	若松区役所 コミュニティ支援課長	H30. 3. 31	(公社)北九州市シルバー人材センター	業務第二課長	H30. 4. 1
石塚 浩一	八幡東区役所 市民課長	H30. 3. 31	(公財)北九州市環境整備協会	庶務課長	H30. 4. 1
荒田 健史	八幡西区役所 コミュニティ支援課長	H30. 3. 31	企画調整局	国際部国際政策課 担当係長 ((公財)北九州国際交流協会へ派遣)	H30. 4. 1
堀 俊孝	八幡西区役所 上津役出張所長	H30. 3. 31	八幡西区役所	市民課 黒崎行政サービスコーナー所長	H30. 4. 1
竹田 徹	戸畑区役所 総務企画課長	H30. 3. 31	港湾空港局	港営部港営課 洞海業務係長	H30. 4. 1
永友 義夫	消防局予防部 規制課長	H30. 3. 31	市民文化スポーツ局	美術館分館長	H30. 4. 1
井上 勝芳	消防局警防部 指令課長	H30. 3. 31	病院局	八幡病院事務局 主幹 (地域医療連携担当)	H30. 4. 1
岩濱 正光	消防局小倉北消防署 予防課長	H30. 3. 31	消防局	八幡西消防署警防課 警防第二係長	H30. 4. 1
三村 哲博	消防局小倉南消防署 警防課長	H30. 3. 31	(地公)北九州市住宅供給公社	管理第二課 ふれあい巡回係長	H30. 4. 1
西條 彰洋	消防局八幡西消防署 予防課長	H30. 3. 31	消防局	小倉北消防署予防課 指導係長	H30. 4. 1
菊地 克俊	上下水道局水道部 浄水課長	H30. 3. 31	櫛北九州ウォーターサービス	広域事業部 施設課長	H30. 4. 1
山田 正明	上下水道局下水道部 下水道整備課長	H30. 3. 31	櫛北九州ウォーターサービス	総務部 経営企画課長	H30. 4. 1
瀧口 庸司	上下水道局東部工事事務所 下水道課長	H30. 3. 31	建設局	用地部用地管理課 地籍調査担当係長	H30. 4. 1
渡邊 英明	病院局医療センター診療支援部 臨床検査技術課長	H30. 3. 31	病院局	医療センター診療支援部臨床検査技術課 臨床検査技師育成担当官	H30. 4. 1
小野 弘美	病院局医療センター看護部 副看護部長	H30. 3. 31	子ども家庭局	子ども家庭部保育課 保育医療支援担当係長	H30. 4. 1
兼田 朋子	病院局八幡病院看護部 副看護部長	H30. 3. 31	病院局	八幡病院事務局経営企画課 地域医療連携推進担当係長	H30. 4. 1
中村 聖	行政委員会事務局 監査第二課長	H30. 3. 31	技術監理局	技術部検査課 公共工事パトロール担当係長	H30. 4. 1
高橋 幸弘	財政局東部市税事務所 市民税課長	H29. 3. 31	(公社)北九州市八幡医師会	事務局長	H29. 4. 1
田島 宏之	財政局東部市税事務所 税収強化担当課長	H29. 3. 31	公立大学法人 北九州市立大学	総務課 施設担当係長	H30. 4. 1
福田 正視	市民文化スポーツ局 松本清張記念館事務局長	H29. 3. 31	(公社)北九州市シルバー人材センター	総務課長	H29. 4. 1
川副 一雄	市民文化スポーツ局 漫画ミュージアム事務局長	H29. 3. 31	総務局	人事部人事課 指導育成担当係長	H29. 4. 1

山本 康之	保健福祉局保健衛生部 動物愛護センター所長	H29. 3. 31	北九州生活科学センター	常務理事	H29. 7. 1
高根 浩太	保健福祉局保健衛生部 食肉センター所長	H29. 3. 31	門司区役所	保健福祉課 生活衛生担当係長	H29. 5. 1
重谷 勝子	子ども家庭局子ども家庭部 保育所支援担当課長	H29. 3. 31	保健福祉局	障害福祉部 主幹（指定指導担当）	H30. 4. 1
佐々木 恵子	環境局環境監視部 環境監視課長	H29. 3. 31	櫛北九州ウォーターサービス	海外事業部 海外事業課長	H29. 4. 1
衣非 淳司	環境局新門司環境センター 新門司工場長	H29. 3. 31	技術監理局	技術部検査課 電気検査担当係長	H29. 4. 1
早川 慎治	環境局日明環境センター 副所長	H29. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 下富野地域交流センター次長	H30. 4. 1
鍋山 寿一	門司区役所 市民課長	H29. 3. 31	総務局	人事部人事課 指導育成担当係長	H29. 4. 1
川原 正明	小倉南区役所 曾根出張所長	H29. 3. 31	戸畑区役所	保護課 相談担当係長	H29. 4. 1
伊藤 隆彦	若松区役所 市民課長	H29. 3. 31	櫛北九州ウォーターサービス	広域事業部 管理課長	H29. 4. 1
木下 義憲	若松区役所 保健福祉課長	H29. 3. 31	(社福)北九州市社会福祉協議会	若松区社会福祉協議会 事務局長	H29. 4. 1
中島 光一	八幡東区役所 コミュニティ支援課長	H29. 3. 31	(公財)北九州産業学術推進機構	知的財産課長	H29. 4. 1
堤 晴幸	八幡西区役所 総務企画課長	H29. 3. 31	八幡西区役所	保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク担当係長	H30. 4. 1
平田 淳一	八幡西区役所 保健福祉・相談担当課長	H29. 3. 31	企画調整局	国際部国際政策課 担当係長 ((公財) アジア成長研究所へ派遣)	H29. 4. 1
佐藤 規具治	八幡西区役所 折尾出張所長	H29. 3. 31	教育委員会	事務局指導部指導企画課 教育相談・連携担当係長	H29. 4. 1
島田 潤	八幡西区役所 八幡南出張所長	H29. 3. 31	小倉北区役所	保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク担当係長	H30. 4. 1
板谷 稔	戸畑区役所 国保年金課長	H29. 3. 31	小倉北区役所	市民課 小倉行政サービスコーナー所長	H30. 4. 1
石動丸 保幸	戸畑区役所 保健福祉課長	H29. 3. 31	(一財)西日本産業衛生会	法人本部 総務部長	H29. 4. 1
日野 俊昭	消防局警防部 救急課長	H29. 3. 31	(一財)救急振興財団 救急救命九州研修所	嘱託・研修部副参事	H30. 4. 1
長瀬 国利	消防局門司消防署 警防第三担当課長	H29. 3. 31	病院局	医療センター事務局 主幹（地域医療連携推進担当）	H29. 4. 1
古賀 朋之	消防局八幡西消防署 警防課長	H29. 3. 31	消防局	門司消防署警防課 警防第三係長	H29. 4. 1
山下 三樹	病院局八幡病院 診療支援部放射線技術課長	H29. 3. 31	病院局	八幡病院診療支援部放射線技術課 診療放射線技術師育成担当官	H30. 4. 1
宮本 征美	病院局八幡病院 診療支援部臨床検査技術課長	H29. 3. 31	保健福祉局	保健衛生部保健予防課 検査担当係長	H29. 4. 1
大庭 宏之	教育委員会 到津小学校校長	H30. 3. 31	教育委員会	大里南小学校 指導教諭	H30. 4. 1

有地 信一郎	教育委員会 大積小学校校長	H30.3.31	教育委員会	田野浦小学校 校長	H30.4.1
占部 啓子	教育委員会 江川小学校校長	H30.3.31	教育委員会	到津小学校 指導教諭	H30.4.1
中野 敬	教育委員会 北小倉小学校校長	H30.3.31	教育委員会	北小倉小学校 校長	H30.4.1
米田 幸光	教育委員会 門司中央小学校校長	H30.3.31	教育委員会	小倉中央小学校 指導教諭	H30.4.1
宇治野 博信	教育委員会 田野浦小学校校長	H30.3.31	教育委員会	貫小学校 指導教諭	H30.4.1
米多比 正宏	教育委員会 引野小学校校長	H30.3.31	教育委員会	医生丘小学校 指導教諭	H30.4.1
上村 ゆかり	教育委員会 塔野小学校校長	H30.3.31	教育委員会	中尾小学校 校長	H30.4.1
大坪 和廣	教育委員会 東郷中学校校長	H30.3.31	教育委員会	吉田中学校 校長	H30.4.1
小野 宏一	教育委員会 飛幡中学校校長	H30.3.31	教育委員会	尾倉中学校 校長	H30.4.1
永田 和之	教育委員会 早鞆中学校校長	H30.3.31	教育委員会	槻田中学校 校長	H30.4.1
松永 寿幸	教育委員会 朽網小学校校長	H30.3.31	教育委員会	門司総合特別支援学校 指導教諭	H30.4.1
金田 孝一	教育委員会 門司総合特別支援学校校長	H30.3.31	教育委員会	小倉南特別支援学校 指導教諭	H30.4.1
井口 利之	教育委員会 小倉総合特別支援学校校長	H30.3.31	教育委員会	八幡西特別支援学校 指導教諭	H30.4.1
井津 弘	教育委員会 八児中学校校長	H30.3.31	教育委員会	中央高等学園 校長	H30.4.1
佐藤 文俊	教育委員会 大里柳小学校校長	H30.3.31	学校給食協会	理事長	H30.4.1
長谷川 隆則	教育委員会 貫小学校校長	H30.3.31	子ども家庭局	青少年課 ボランティア活動推進担当係長	H30.4.1
河谷 正弘	教育委員会 深町小学校校長	H30.3.31	市民センター	館長	H30.4.1
橋口 誠	教育委員会 中原小学校校長	H30.3.31	市民センター	館長	H30.4.1
藏内 保明	教育委員会 八幡小学校校長	H30.3.31	八幡西区役所	保健福祉課	H30.4.1
中菌 茂樹	教育委員会 皿倉小学校校長	H30.3.31	教育委員会	学力・体力向上推進室 学力向上リーダー	H30.4.1
伊東 陽一	教育委員会 志徳中学校校長	H30.3.31	市民文化スポーツ局	戸畑生涯学習センター 館長	H30.4.1
黒木 章次	教育委員会 横代中学校校長	H30.3.31	子ども家庭局	子ども総合センター (わかぞの少年支援室) 室長	H30.4.1
田代 真二	教育委員会 吉田中学校校長	H30.3.31	教育委員会	学力・体力向上推進室 学力向上リーダー	H30.4.1
上田 明	教育委員会 守恒中学校校長	H30.3.31	子ども家庭局	子ども総合センター (かなだ少年支援室) 室長	H30.4.1

笠原 鶴代	教育委員会 洞北中学校校長	H30.3.31	教育委員会	学力・体力向上推進室 英語教育推進リーダー	H30.4.1
田中 秀憲	教育委員会 大蔵中学校校長	H30.3.31	市民文化スポーツ局	八幡西生涯学習総合センター 事業担当係長	H30.4.1
丸山 誠吾	教育委員会 高見中学校校長	H30.3.31	子ども家庭局	児童文化科学館 事業指導担当係長	H30.4.1
橋田 由美子	教育委員会 穴生中学校校長	H30.3.31	子ども家庭局	子ども総合センター (くろさき少年支援室) 室長	H30.4.1
入尾 忠之	教育委員会 中央高等学園校長	H30.3.31	教育委員会	特別支援教育相談センター 就学相談業務	H30.4.1
宮原 雅則	教育委員会 二島小学校校長	H30.3.31	教育委員会	教職員課(教育センター勤務) 指導力不足教員指導員	H30.4.1
菖蒲 朗	教育委員会 池田小学校校長	H30.3.31	教育委員会	八兒中 講師	H30.4.1
上坂 正之	教育委員会 医生丘小学校校長	H29.3.31	教育委員会	事務局総務部子ども図書館準備室 学校図書館支援係長	H30.4.1
石川 米男	教育委員会 合馬小学校校長	H29.3.31	教育委員会	事務局指導第二課	H29.4.1
山本 芳彦	教育委員会 鞆ヶ谷小学校校長	H29.3.31	教育委員会	事務局学力・体力向上推進室 学力向上リーダー	H29.4.1
渡邊 征洋	教育委員会 池田小学校校長	H29.3.31	教育委員会	事務局学力・体力向上推進室 学力向上リーダー	H29.4.1
岡田 宏治	教育委員会 南曾根中学校校長	H29.3.31	教育委員会	教育センター	H29.4.1
阪本 弘之	教育委員会 曾根中学校校長	H29.3.31	教育委員会	教育センター	H29.4.1
溝上 昌史	教育委員会 沼小学校校長	H29.3.31	教育委員会	事務局指導第一課	H29.4.1
石田 英久	教育委員会 白銀中学校校長	H29.3.31	市民文化スポーツ局	八幡東生涯学習センター 館長	H29.4.1
中島 由紀子	教育委員会 浅川小学校校長	H29.3.31	子ども家庭局	子育て支援課 放課後クラブアドバイザー	H29.4.1
溝口 忠幸	教育委員会 中井小学校校長	H29.3.31	小倉北区役所	保健福祉課	H29.4.1
松田 義行	教育委員会 白野江小学校校長	H29.3.31	教育委員会	吉田小学校 教諭	H29.4.1
山田 哲司	教育委員会 牧山小学校校長	H29.3.31	教育委員会	天籟寺小学校 教諭	H29.4.1
野村 克治	教育委員会 門司中学校校長	H29.3.31	教育委員会	柳西中学校 教諭	H29.4.1
蔵田 一秀	教育委員会 緑丘中学校校長	H29.3.31	教育委員会	守恒中学校 教諭	H29.4.1
原田 浩司	教育委員会 槻田中学校校長	H29.3.31	教育委員会	洞北中学校 教諭	H29.4.1
緒方 英一	教育委員会 沖田中学校校長	H29.3.31	教育委員会	飛幡中学校 教諭	H29.4.1

第2章 職員の給与等の状況（公営企業以外）

（1）人件費の状況（普通会計決算）

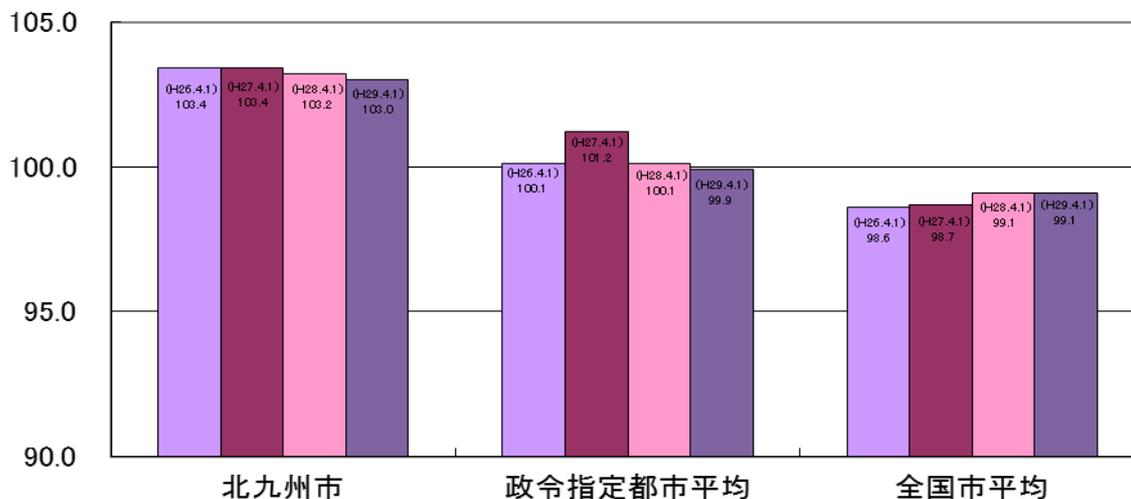
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度 人件費率
平成29 年度	人 948,319	千円 551,960,914	千円 2,114,145	千円 110,756,993	% 20.1	% 12.5

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成29 年度	人 11,486	千円 47,486,548	千円 9,065,147	千円 19,162,215	千円 75,713,910	千円 6,592

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の普通会計に属する一般職職員の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

（3）ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 政令指定都市平均とは、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	市内民間 A	本市職員 B	較差 A - B	勧告 (改定率)	
平成29年度	円 404,103	円 403,742	361円 (0.09%)	0.09%	0.09%

(注) 「市内民間」は、単純平均による給与ではなく、役職段階、年齢等の人員構成が本市と同様であるものとして、市内民間従業員の4月分給与を加重平均した給与です。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告			改定月数	年間支給月数
	民間の支給 割合 A	市職員の支給 月数 B	較差 A - B		
平成29年度	月 4.40	月 4.30	月 0.10	月 0.10	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「市職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	45.3歳	353,797円	432,494円	395,192円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、平均給与月額から、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、管理職特別勤務手当及び管理職手当の加算額を除いたものです。

3 上記の(注)1及び2の内容は、以下のイ 教育職の「平均給料月額」及び「平均給与月額」についても同様です。

イ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高等学校教育職	49.6歳	376,301円	435,081円

小・中学校教育職	44.0歳	357,154円	402,093円
----------	-------	----------	----------

(6) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		北九州市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	185,500円	総合職（大卒） 183,700円 一般職（大卒） 179,200円
	高校卒	152,600円	151,200円	一般職（高卒） 147,100円
高等学校教育職	大学卒	210,900円	207,200円	—
小・中学校教育職	大学卒	207,500円	207,200円	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

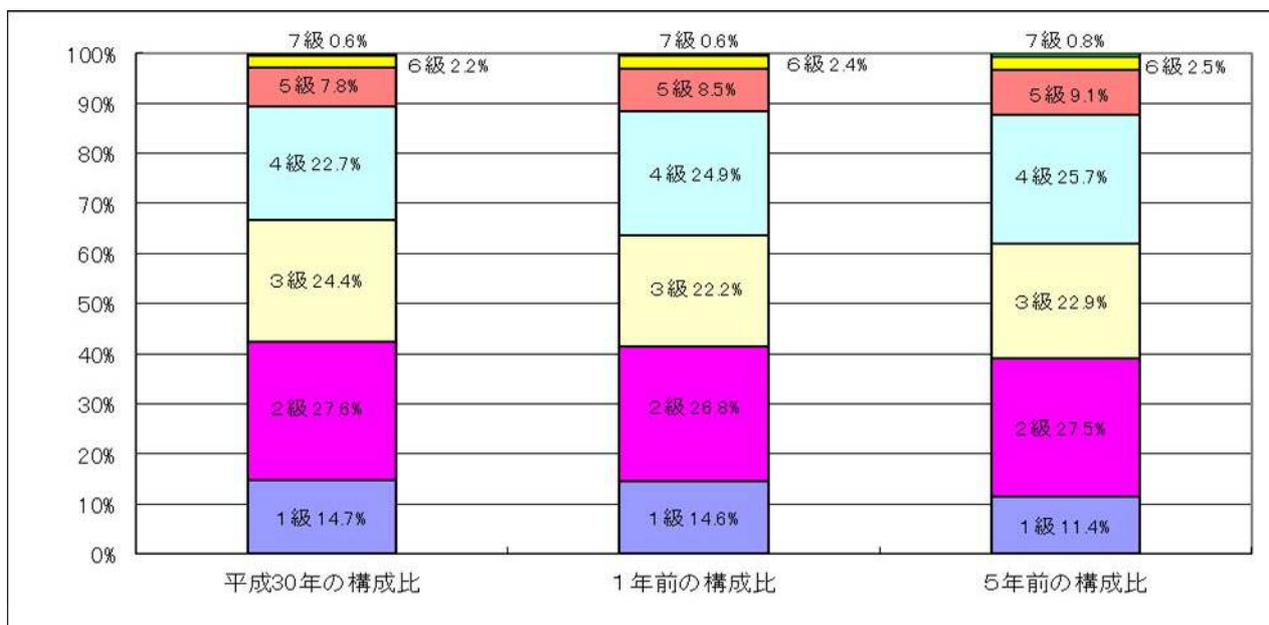
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,400円	338,600円	359,600円	373,800円
	高校卒	216,100円	307,200円	338,600円	359,600円
高等学校教育職	大学卒	300,300円	382,400円	404,000円	412,400円
小・中学校教育職	大学卒	295,500円	373,900円	391,300円	400,900円

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員	人 663	% 14.7	円 150,400	円 294,700
2 級	主任	人 1,245	% 27.6	円 221,100	円 387,500
3 級	主査	人 1,099	% 24.4	円 251,100	円 401,100
4 級	係長・指導主事	人 1,021	% 22.7	円 258,900	円 427,400
5 級	課長	人 350	% 7.8	円 305,600	円 461,500
6 級	部長	人 97	% 2.2	円 343,500	円 496,400
7 級	局長・区長	人 28	% 0.6	円 410,100	円 548,300

(注) 1 北九州市職員の給与に関する条例並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例に基づく給料表の職務の級区分による職員数です。

2 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入した数値です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

ア 【教育委員会（教職員）以外】

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	北九州市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

イ 【教育委員会（教職員）】

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員	一般教職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用		○
標準の区分のみ適用	○	

ロ 人事評価を実施していない		
----------------	--	--

(10) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北九州市			国		
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,656千円			—		
平成29年度			平成29年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当	支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.85(0.40)月分	6月期	1.225(0.65)月分	0.85(0.40)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.95(0.45)月分	12月期	1.375(0.80)月分	0.95(0.45)月分
合計	2.60(1.45)月分	1.80(0.85)月分	合計	2.60(1.45)月分	1.80(0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 8~25%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 北九州市の管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

【教育委員会（教職員）以外】

平成29年度中における運用	北九州市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

【教育委員会（教職員）】

平成 29 年度中における運用	管理職員	一般教職員
イ 人事評価を実施した	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用		
標準に加え、上位の成績率も適用		
標準に加え、下位の成績率も適用		○
標準の成績率のみ適用	○	
ロ 人事評価を実施していない		

イ 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

北九州市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続 20 年	19.6695 月分	26.1682 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.96105 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1 人当たり 平均支給額 (平成 29 年度)	3,760 千円	22,996 千円		—	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)		

- (注) 1 退職手当の 1 人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職員に支給された平均額です。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が 45 歳以上 57 歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が 20 年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として 45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 29 年度決算）		1,816,530 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29 年度決算）		156,032 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市 (医師及び歯科医師以外)	3%	10,690 人	3%
北九州市 (医師及び歯科医師)	16%	13 人	16%
東京都特別区	20%	20 人	20%
大阪市	16%	2 人	16%

福岡市	10%	3人	10%
-----	-----	----	-----

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成29年度決算）		483,320 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）		88,471 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合		45.8%		
手当の種類（手当数）		11 種類		
手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症予防 等業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所に勤務する保健師 ・保健所に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師 ・保健環境研究所に勤務する一般技術員 ・職員 	(1) 保健所に勤務する保健師が、結核患者、感染症患者等に対する訪問療養指導の業務に従事したとき (2) 保健所に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師並びに食品衛生検査所に勤務する一般技術員が、細菌、寄生虫卵等の検査業務に従事したとき (3) 保健環境研究所に勤務する一般技術員が、公衆衛生及び環境衛生に必要な試験、調査又は研究の業務に従事したとき (4) 健康診断に必要な直接採便、移送作業又は消毒作業に従事したとき	1,949 千円	(1)の業務 日額 220 円 (2)の業務 臨床検査技師及び衛生検査技師 日額 330 円 一般技術員 日額 190 円 (3)の業務 日額 340 円 (4)の業務 日額 340 円
放射線取扱 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・診療エックス線技師 	有害放射線の影響を受ける作業に従事したとき	67 千円	日額 360 円

<p>夜間特殊業務手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センターに勤務する職員 ・消防吏員 ・夜間休日・急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師、准看護師 ・守衛 	<p>(1) 子ども総合センターに勤務する職員及び消防吏員が、正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時まで。以下同じ。)において行う業務に従事したとき</p> <p>(2) 夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師及び准看護師が、正規の勤務時間として深夜において行う看護等の業務に従事したとき</p> <p>(3) 守衛が、正規の勤務時間として深夜において勤務したとき</p>	<p>45,053千円</p> <p>(1)の業務 深夜の全部を含む勤務1回につき1,100円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が2時間以上のとき 1回につき730円 深夜における勤務時間が30分以上2時間未満のとき 1回につき410円</p> <p>(2)の業務 深夜の全部を含む勤務1回につき6,800円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が4時間以上のとき 1回につき3,300円 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき 1回につき2,900円 深夜における勤務時間が2時間未満のとき 1回につき2,000円</p> <p>(3)の業務 深夜の全部を含む勤務1回につき1,100円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が2時間以上のとき 1回につき730円 深夜における勤務時間が30分以上2時間未満のとき 1回につき410円 上記(2)の業務に従事する場合において、勤務の交替に伴う事情について</p>
-----------------	---	--	--

				<p>特別の考慮を必要とするとき管理者が認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1回につき当該各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) 通勤距離が片道1キロメートル以上5キロメートル未満の職員 380円</p> <p>(2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円</p> <p>(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円</p>
特殊現場業務手当	職員	<p>(1) 大気汚染防止法、北九州市公害防止条例等の規定に基づき工場等に立ち入って行う検査業務又は水質汚濁防止法の規定に基づき、海上における公害調査業務に従事したとき</p> <p>(2) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所）において行う次のいずれかに該当する業務に従事したとき</p> <p>ア 建築物、道路、橋りょう、管渠等の建設又は改修のための工事現場における監督又は作業</p> <p>イ 測量作業又は公害立入検査</p> <p>ウ 消防吏員が、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所において行う検査</p> <p>エ 消防吏員が、はしご車等を利用して高所において行う警防作業又は訓練</p> <p>オ アからエまでに掲げる業務のほか、市長がこれらに相当すると認める業務</p> <p>(3) 下水道管渠内に立ち入って下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p> <p>(4) 船舶に乗り込む職員が、次のいずれかに該当す</p>	2,228千円	<p>(1)の業務 日額 240円</p> <p>(2)の業務 ア 監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 120円 高さが20メートル以上のとき 日額 180円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 200円 高さが20メートル以上のとき 日額 300円 イ 作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 140円 高さが20メートル以上のとき 日額 200円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 220円 高さが20メートル以上のとき</p>

		<p>る業務に従事したとき</p> <p>ア 旅客等の海上輸送を行う業務</p> <p>イ 旅客等の海上輸送のため行う食料を必要とする航海の業務</p> <p>ウ 旅客等の海上輸送のため行う船長の業務</p>		<p>日額 320 円</p> <p>(3)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円</p> <p>下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p> <p>(4)の業務 ア 日額 1,400 円 イ 日額 460 円 ウ 日額 280 円</p>
消防特殊活動手当	消防吏員	<p>(1) 水火災その他の災害の警防作業に従事したとき</p> <p>(2) 交通災害その他の災害により負傷を受けた者の緊急救助作業に従事したとき</p> <p>(3) 潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき</p> <p>(4) 化学消防艇に乗船する消防吏員が、食料を必要とする航海に従事したとき</p>	64,589 千円	<p>(1)の業務 機関員 1 件につき 560 円 その他の消防吏員 1 件につき 360 円</p> <p>(2)の業務 機関員 1 件につき 270 円 救急救命士の資格を有する消防吏員 1 件につき 350 円 (救急救命処置の業務に従事したときは、510 円)</p> <p>その他の消防吏員 1 件につき 190 円</p> <p>(3)の業務 1 時間につき 310 円</p> <p>(4)の業務 航海 1 回につき 460 円</p>
ヘリコプター操縦等手当	消防吏員	<p>(1) ヘリコプターの操縦業務に従事したとき</p> <p>(2) ヘリコプターの整備業務に従事したとき</p> <p>(3) ヘリコプターの搭乗業務に従事したとき</p>	6,898 千円	<p>(1)の業務 飛行時間の経験が 3,000 時間以上 日額 4,400 円</p> <p>2,000 時間以上 3,000 時間未満 日額 4,100 円</p> <p>1,000 時間以上 2,000 時間未満 日額 3,600 円</p> <p>1,000 時間未満 日額 2,200 円</p> <p>(2)の業務 2 等航空整備士以上の資格を有する消防吏員 日額 2,100 円</p> <p>3 等航空整備士の資</p>

				格を有する消防吏員 日額 1,700 円 その他の消防吏員 日額 580 円 (3)の業務 搭乗時間 1 時間 につき 1,200 円 空中機外活動時間 1 時間につき 1,900 円
国際緊急 援助手当	消防吏員	国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において国際緊急援助活動に従事したとき	—	日額 4,000 円
教育業務 連絡指導 手当	主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭又は教諭	当該担当に係る業務に従事したとき	27,997 千円	日額 200 円
教員特殊 業務手当	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校又は幼稚園に勤務する教員	(1) 非常災害時の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき (2) 非常災害時等の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の負傷、疾病等に伴う緊急の業務又は児童若しくは生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき (3) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき (4) 対外運動競技等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事したとき (5) 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき (6) 入学試験における受験生の監督、採点又は	196,150 千円	(1)の業務 日額 8,000 円 (2)の業務 日額 7,500 円 (3)の業務 日額 5,100 円 (4)の業務 日額 5,100 円 (5)の業務 日額 3,600 円 (6)の業務 日額 900 円

		合否判定の業務で週休日等に行うものに従事したとき		
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	当該学級における授業又は指導に従事したとき	523 千円	日額 290 円
航海手当	・ 渡船の船員 ・ 渡船の船長	(1) 旅客等の海上輸送業務に従事したとき (2) 食料を必要とする航海に従事したとき (3) 旅客等の海上輸送業務に従事したとき	2,755 千円	(1)の業務 日額 1,400 円 (2)の業務 日額 460 円 (3)の業務 日額 280 円

<平成27年4月1日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれらに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために外勤折衝事務に従事したとき	735 千円	日額 650 円
動物取扱手当	職員	(1) 狂犬病の予防注射、咬傷犬の鑑定、傷病犬の治療、抑留犬の返還、不要犬の引取り又は回収等のため、飼い犬等を直接取り扱う業務に従事したとき (2) 緊急を要する場合において行う野犬等の捕獲業務に従事したとき	877 千円	(1)の業務 日額 260 円 (2)の業務 日額 950 円
食肉センター業務手当	食肉センターに勤務すると畜検査員、食鳥検査員	食肉センターに勤務すると畜検査員、食鳥検査員がその業務に従事したとき	1,084 千円	日額 910 円
環境業務手当	環境センター又は施設課に勤務する一般技術員	環境業務に従事したとき	902 千円	係長相当職より下位の職員 日額 400 円 その他の職員（課長・部長職相当の職員を除く） 日額 130 円

高気圧内 作業手当	職員	圧搾空気内で行う下水道 管渠等の建設工事の調査 、検査等の作業に従事し たとき	—	気圧が 0.2 メガパ スカルまでのとき 1 時間につき 210 円 気圧が 0.2 メガパ スカルを超え、0.3 メガパスカルまで のとき 1 時間につき 560 円 気圧が 0.3 メガパ スカルを超えるとき 1 時間につき 1,000 円
電気主任 技術者手 当	電気事業法に規定する主任技術 者に選任された 職員	電気工作物の工事、維持 及び運用に関する保安の 監督の業務に従事したと き	185 千円	月額 3,500 円
福祉業務 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉課、 保護課（本庁 に置かれるもの を除く。）、 保護第一課、 保護第二課又 は保護第三課 に勤務する職 員（保育士（ 市長が指定す る者に限る。 以下同じ。） を除く。） ・子ども総合セ ンター、障害 福祉センター 又は地域交流 センターに勤 務する職員（ 保育士を除く 。） ・子ども総合セ ンター又は保 育所に勤務す る保育士 ・地域交流セン ターに勤務す る地域交流セ ンター管理員 	<p>(1) 保健福祉課、保護課 （本庁に置かれるもの を除く。）、保護第一課 、保護第二課又は保護 第三課に勤務する職員 （保育士（市長が指定 する者に限る。以下同 じ。）を除く。）が、直 接住民に対して行う福 祉に関する指導、相談 等の業務に従事したと き</p> <p>(2) 子ども総合センター 、障害福祉センター又 は地域交流センターに 勤務する職員（保育士 を除く。）が、直接住民 に対して行う福祉に関 する指導、相談等の業 務に従事したとき</p> <p>(3) 子ども総合センター 又は保育所に勤務する 保育士が、福祉に関す る業務に従事したとき</p> <p>(4) 地域交流センターに 勤務する地域交流セン ター管理員が、福祉に 関する相談等の補助業 務に従事したとき</p>	53,544 千円	<p>(1)の業務 社会福祉主事、身 体障害者福祉司、 知的障害者福祉司 等 日額 490 円 その他の職員 日額 430 円</p> <p>(2)の業務 児童福祉司、身体 障害者福祉司 日額 490 円 その他の職員 日額 220 円</p> <p>(3)の業務 日額 300 円</p> <p>(4)の業務 日額 220 円</p>

行旅病人等収容手当	職員	行旅病人若しくは行旅死体の収容作業又は精神障害者の搬送作業に従事したとき	140 千円	行旅病人の収容作業 1 件につき 900 円 行旅死体の収容作業 1 件につき 2,060 円 精神障害者の搬送作業 1 件につき 450 円
税務従事手当	市税の賦課徴収に関する事務を分掌する課に勤務する職員	市税の賦課徴収事務に従事したとき	14,644 千円	日額 290 円
国保事務従事手当	国民健康保険に関する事務を分掌する係（本庁に置かれる当該係を除く。）に勤務する職員	国民健康保険料の賦課徴収事務に従事したとき	2,440 千円	日額 170 円
火葬業務手当	斎場に勤務する一種業務員	火葬業務に従事したとき	1,473 千円	日額 1,850 円
防疫作業手当	保健所東部生活衛生課に勤務する防疫指導員、防疫員及び自動車運転手	防疫員が防疫作業の計画、指導等の業務に従事したとき又は防疫員若しくは自動車運転手が防疫作業に従事したとき	—	防疫指導員 日額 1,800 円 その他の職員 日額 1,700 円
指導員手当	環境業務指導員	環境作業の計画、指導等の業務に従事したとき	34,358 千円	環境センター工場に勤務する環境業務指導員 日額 1,100 円 その他の環境業務指導員 日額 2,100 円
環境センター作業手当	環境センター（環境センター工場を除く。）に勤務する自動車運転手、環境業務員、自動車整備士及び環境センター労務員	(1) 廃棄物搬送用自動車の運転操作・車付作業、公衆便所の清掃作業、廃棄物の積込作業、埋立作業、圧送作業及び環境業務のための自動車の整備に従事したとき (2) 環境センター労務員が、環境業務に従事したとき (3) 自動車運転手が、環境業務のため連絡車、パトロール車その他の自動車（廃棄物搬送用自動車を除く。）の運転に従事したとき	22,486 千円	(1)の業務 自動車整備士（技能手を含む。） 日額 1,000 円 その他の職員 日額 2,000 円 (2)の業務 日額 620 円 (3)の業務 日額 1,020 円

動物死体 収集手当	環境センターに 勤務する職員	犬、ねこ等の死体の収集 作業に従事したとき	1,843 千円	1 体につき 330 円
工場作業 手当	環境センター工 場に勤務する自 動車運転手、環 境業務員及び環 境センター労務 員	(1) 自動車運転手が環境 業務のため廃棄物搬送 用自動車の運転操作に 従事したとき、又は環 境業務員が廃棄物の終 末処理作業に従事した とき (2) 自動車運転手が環境 業務のため連絡車その 他の自動車（廃棄物搬 送用自動車を除く。）の 運転に従事したとき、 又は環境センター労務 員が環境業務に従事し たとき	400 千円	(1)の業務 日額 1,000 円 (2)の業務 自動車運転手 日額 510 円 環境センター労務 員 日額 620 円
モーター ボート試 走手当	職員	競争用のモーターボート の整備のため当該モータ ーボートの試走に従事し たとき	—	日額 240 円

(注) 1 特殊勤務手当の支給実績（平成 29 年度決算）等は、普通会計及びその他特別会計に係る特殊勤務手当の支給実績等です。

2 平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当については、経過措置として平成 28 年度は上記支給単価の 5 分の 4 の額、平成 29 年度は 5 分の 3 の額、平成 30 年度は 5 分の 2 の額を支給することとしています。

オ 時間外勤務手当

平成 28 年度決算	支 給 実 績	2,093,721 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	373 千円
平成 29 年度決算	支 給 実 績	2,081,009 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	359 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 28 年度、平成 29 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みません。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	異なる	(国) ・支給額 46,300円 ～ 139,300円	千円 927,631	円 601,187
初任給調整手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員に対して、月額308,300円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後一定の期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	同じ	—	千円 29,910	円 2,492,513
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～11,000円を支給	異なる	(国) ・支給額 6,500円～ 10,000円	千円 1,479,509	円 306,761
住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 741,570	円 291,957
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	異なる	(国) ・通勤距離が片道2キロメートル以上の職員に支給	千円 1,067,307	円 108,235
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 22,468	円 774,759

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 65,957	円 86,332
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき1,500円～18,000円を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務1回につき3,000円～12,000円(6時間を超える勤務は100分の150の割合を乗じて得た額)	千円 11,221	円 31,518
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円(勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円)を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務1回につき4,200円	千円 117	円 116,600
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校に勤務する教育職員に対して、職務の級に応じ、2,000円～8,000円を支給			千円 311,827	円 59,886
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額の合計に、6/100～22/100を乗じて得た額を支給			千円 3,177	円 397,122

へき地手当に準ずる手当	へき地手当の支給対象となる学校に異動し、又は勤務する学校が移転したため住居を移転することとなった教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の合計額に異動の日から5年間は4%（5年に達した後の1年間は2%）を乗じて得た額を支給			千円 1,323	円 165,411
-------------	--	--	--	-------------	--------------

(11) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	1,230,000 円		
	副 市 長	980,000 円		
報酬	議 長	1,090,000 円		
	副 議 長	980,000 円		
	議 員	880,000 円		
期末手当	市 長 副 市 長	(平成29年度支給割合) 6 月期 1.55 月分 1 2 月期 1.70 月分 計 3.25 月分		
	議 長 副 議 員	(平成29年度支給割合) 6 月期 1.55 月分 1 2 月期 1.70 月分 計 3.25 月分		
退職手当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	市 長	給料月額×在職月数×0.45	26,568,000 円	任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.34	15,993,600 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、平成30年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

第3章 公営企業職員の給与等の状況

1 上水道事業

(1) 職員給与費の状況（平成29年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成29 年度	千円 18,118,974	千円 1,708,605	千円 2,654,936	% 14.7	% 14.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費479,528千円は、含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当 たり給与 費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成29 年度	人 341	千円 1,391,808	千円 323,284	千円 563,514	千円 2,278,606	千円 6,682

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 職員数は、平成30年3月31日現在の数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上水道事業	46.0歳	347,392円	549,440円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上 水 道 事 業		
1人当たり平均支給額（平成29年度）		
1,643千円		
平成29年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.85(0.40)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.95(0.45)月分
合計	2.60(1.45)月分	1.80(0.85)月分

(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算	5～20%
・管理職加算	8～25%

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを、「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当 (平成30年4月1日現在)

上水道事業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり 平均支給額 (平成29年度)	232 千円	21,989 千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
 2 平成30年3月31日に退職した職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)		44,694 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)		130,303 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
北九州市	3%	293 人	3%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成29年度決算）		3,226 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）		26,986 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成29年度）		32.3%		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所）又は40度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	256 千円	(1)の業務 日額 150 円 (2)の業務 日額 190 円 (3)の業務 監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 120 円 高さが20メートル以上のとき 日額 180 円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 200 円 高さが20メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 140 円 高さが20メートル以上のとき 日額 200 円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 220 円 高さが20メートル以上のとき 日額 320 円 (4)の業務

				暗渠内直径が1.5メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が1.5メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が1.5メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が1.5メートル以上のとき 日額 310 円
夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後4時30分から翌日午前9時00分までの区分の勤務に従事したとき	2,048 円	深夜（午後10時から翌日午前5時まで。以下同じ。）の全部を含む勤務 1回につき1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が2時間以上のとき 1回につき730 円 深夜における勤務時間が30分以上2時間未満のとき 1回につき410 円

<平成27年4月1日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	208 千円	月額 3,500 円
汚泥処理手当	職員	ちんでん池等の汚泥の搬出作業に従事したとき	12 千円	日額 310 円
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1件につき 2,060 円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	445 千円	日額 210 円
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴	—	日額 650 円

		う補償のために行う 外勤折衝業務に従事 したとき	
--	--	--------------------------------	--

(注) 平成27年4月1日に廃止した手当については、経過措置として平成28年度は上記支給単価の5分の4の額、平成29年度は5分の3の額、平成30年度は5分の2の額を支給することとしています。

オ 時間外勤務手当

平成28年度決算	支給実績	78,023千円
	職員1人当たり平均支給年額	247千円
平成29年度決算	支給実績	85,193千円
	職員1人当たり平均支給年額	270千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度、平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他手当（平成30年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 30,749	円 549,080
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～11,000円を支給	同じ	—	千円 66,915	円 336,255
住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 22,269	円 293,018

通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 40,252	円 137,849
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 6,233	円 188,866
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 687	円 62,455

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

2 工業用水道事業

(1) 職員給与費の状況（平成29年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成29 年度	千円 1,356,898	千円 314,225	千円 231,369	% 17.1	% 18.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費6,351千円は、含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成29 年度	人 25	千円 98,590	千円 23,959	千円 38,836	千円 161,385	千円 6,455

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
工業用水道事業	46.2歳	325,057円	512,215円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		
1人当たり平均支給額(平成29年度)		1,494千円
平成29年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.85(0.40)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.95(0.45)月分
合計	2.60(1.45)月分	1.80(0.85)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5~20%		
・管理職加算 8~25%		

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当(平成30年4月1日現在)

工業用水道事業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額(平成29年度)	—	21,383千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(45%以内加算)	

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
 2 平成30年3月31日に退職した職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		3,083 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		118,561 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	21 人	3%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成29年度決算）		785 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）		49,072 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成29年度）		64.0%		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	<p>(1) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所）又は40度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき</p> <p>(4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき</p> <p>(5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事</p>	11 千円	<p>(1)の業務 日額 150 円</p> <p>(2)の業務 日額 190 円</p> <p>(3)の業務 監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 120 円 高さが20メートル以上のとき 日額 180 円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 200 円 高さが20メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 140 円 高さが20メートル以上のとき</p>

		等の調査、検査等の作業に従事したとき		<p>日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円</p> <p>(4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p> <p>(5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p>
夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	754 千円	<p>深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円</p>

<平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 29 年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	20 千円	月額 3,500 円
汚泥処理手当	職員	ちんでん池等の汚泥の搬出作業に従事したとき	—	日額 310 円

行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1件につき2,060円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	—	日額210円
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために行う外勤折衝業務に従事したとき	—	日額650円

(注) 平成27年4月1日に廃止した手当については、経過措置として平成28年度は上記支給単価の5分の4の額、平成29年度は5分の3の額、平成30年度は5分の2の額を支給することとしています。

オ 時間外勤務手当

平成28年度決算	支給実績	7,027千円
	職員1人当たり平均支給年額	306千円
平成29年度決算	支給実績	6,850千円
	職員1人当たり平均支給年額	298千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度、平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 —	円 —
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～11,000円を支給	同じ	—	千円 4,163	円 244,884

住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 1,910	円 238,750
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円の金額を支給	同じ	—	千円 3,265	円 136,054
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 2,572	円 183,745
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 —	円 —

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	—	千円	—	円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	—	千円	—	円

3 下水道事業

(1) 職員給与費の状況（平成29年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成29 年度	千円 26,695,915	千円 714,928	千円 1,124,815	% 4.2	% 3.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費533,143千円は、含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成29 年度	人 157	千円 651,128	千円 157,075	千円 271,644	千円 1,079,848	千円 6,878

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	44.2歳	347,459円	564,308円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下 水 道 事 業		
1人当たり平均支給額 (平成29年度)		
1,719 千円		
平成29年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.85(0.40)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.95(0.45)月分
合計	2.60(1.45)月分	1.80(0.85)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5~20%		
・管理職加算 8~25%		

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当 (平成30年4月1日現在)

下 水 道 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり 平均支給額 (平成29年度)	23,822 千円	20,991 千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
 2 平成30年3月31日に退職した職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		20,927 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		132,447 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	131 人	3%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成29年度決算）		3,569 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）		64,893 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成29年度）		35.0%		
手当の種類（手当数）		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	<p>(1) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所）又は40度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき</p> <p>(4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき</p> <p>(5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事</p>	74 千円	<p>(1)の業務 日額 150 円</p> <p>(2)の業務 日額 190 円</p> <p>(3)の業務 監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 120 円 高さが20メートル以上のとき 日額 180 円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 200 円 高さが20メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額 140 円 高さが20メートル以上のとき 日額 200 円</p>

		等の調査、検査等の作業に従事したとき		1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額220円 高さが20メートル以上のとき 日額320円 (4)の業務 暗渠内直径が1.5メートル未満のとき 日額380円 暗渠内直径が1.5メートル以上のとき 日額310円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が1.5メートル未満のとき 日額380円 下水道管渠内の直径が1.5メートル以上のとき 日額310円
--	--	--------------------	--	--

<平成27年4月1日に廃止した手当(経過措置期間中にある手当)>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
高気圧手当	職員	圧搾空気内で行う下水道管渠等の建設工事の調査、検査等の作業に従事したとき	—	従事した1時間につき 気圧が0.2メガパスカルまでのとき 210円 気圧が0.2メガパスカルを超え、0.3メガパスカルまでのとき 560円 気圧が0.3メガパスカルを超えるとき 1,000円
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	75千円	月額3,500円
下水処理業務手当	東部浄化センター、西部浄化センター又は水質管理課に勤務する一般技術員(管理者が指定する者を除く。)	下水処理に関する業務に従事したとき	3,358千円	管理者が定める職員 日額790円 上記以外の職員 日額260円

行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1件につき2,060円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	—	日額210円
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために行う外勤折衝業務に従事したとき	—	日額650円
受益者負担金事務従事手当	下水道事業受益者負担金の賦課徴収に関する事務に常時従事する職員	下水道事業受益者負担金の賦課徴収に関する事務に従事したときに支給する。	63千円	日額160円

(注) 平成27年4月1日に廃止した手当については、経過措置として平成28年度は上記支給単価の5分の4の額、平成29年度は5分の3の額、平成30年度は5分の2の額を支給することとしています。

オ 時間外勤務手当

平成28年度決算	支給実績	36,380千円
	職員1人当たり平均支給年額	1,582千円
平成29年度決算	支給実績	43,194千円
	職員1人当たり平均支給年額	1,878千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度、平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 13,844	円 576,824
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～11,000円を支給	同じ	—	千円 32,489	円 334,937
住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 10,637	円 295,460
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 17,566	円 134,092
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 60	円 20,000
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

4 交通事業

(1) 職員給与費の状況（平成29年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成29 年度	千円 1,802,004	千円 ▲112,454	千円 1,213,232	% 67.3	% 68.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は、ありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成29 年度	人 64	千円 240,413	千円 97,980	千円 104,944	千円 443,337	千円 6,927

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
交通事業	47.8歳	317,226円	571,239円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	48.7歳	40人	291,343円	421,606円	323,805円

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交 通 事 業		
1人当たり平均支給額（平成29年度）		
1,640千円		
平成29年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.85(0.4)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.95(0.45)月分
合計	2.60(1.45)月分	1.80(0.85)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5~20%		
・管理職加算 8~25%		

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

交 通 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 (平成29年度)	—	6,662千円

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置
(45%以内加算)

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
- 2 平成30年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		7,849千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		122,634円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	64人	3%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区分		全職種		
支給実績（平成29年度決算）		1,823千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）		60,777円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成29年度）		46.9%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
待機手当	旅客自動車運転者	勤務の途中において待機を要する勤務に従事したとき	717千円	運輸主任 1時間につき150円 それ以外の職員 1時間につき140円
夜間特殊業務手当	旅客自動車運転者	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日午前5時まで）において業務に従事したとき	1,026千円	深夜における勤務時間が2時間以上のとき 勤務1回につき730円 深夜における勤務時間が30分以上2時間未満のとき 勤務1回につき410円

長距離運転手当	旅客自動車運転者	貸切勤務で、1日の運行距離が350キロメートルを超える乗務に従事したとき	79千円	1日の運行距離が350キロメートルを超え470キロメートル以下のとき 日額690円 470キロメートルを超え570キロメートル以下のとき 日額1,030円 570キロメートルを超えるとき 1日につき1,030円に570キロメートルを超える50キロメートルごとに1,000円を加算した額
---------	----------	--------------------------------------	------	---

オ 時間外勤務手当

平成28年度決算	支給実績	49,780千円
	職員1人当たり平均支給年額	858千円
平成29年度決算	支給実績	52,820千円
	職員1人当たり平均支給年額	866千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度、平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 3,886	円 555,075
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～11,000円を支給	同じ	—	千円 16,657	円 354,395

住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 2,804	円 311,533
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 7,268	円 119,141
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 —	円 —
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —

特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
-------------	---	----	---	---------	--------

5 病院事業

(1) 職員給与費の状況（平成29年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成29 年度	千円 24,663,760	千円 ▲908,374	千円 11,953,779	% 48.5	% 47.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は、ありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当 り給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成29 年度	人 1,129	千円 4,387,514	千円 2,870,611	千円 1,806,628	千円 9,064,753	千円 8,029

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
事務員	38.6歳	326,615円	610,296円
医師	45.4歳	466,581円	1,407,165円
医療技術員	39.5歳	318,133円	554,329円
看護師	38.0歳	314,451円	522,547円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 事 業		
1人当たり平均支給額 (平成29年度)		
1,620 千円		
平成29年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.85(0.40)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.95(0.45)月分
合計	2.60 (1.45)月分	1.80(0.85)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5~20%		
・管理職加算 8~25%		

- (注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当 (平成30年4月1日現在)

病 院 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり 平均支給額 (平成29年度)	1,694 千円	22,836 千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
 2 平成30年3月31日に退職した職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)	269,697 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	244,290 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市 (医師及び歯科医師以外)	3%	951 人	3%
北九州市 (医師及び歯科医師)	16%	170 人	16%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成29年度決算）		189,647 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)		247,258 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成29年度)		60.5%		
手当の種類（手当数）		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	診療放射線技師又はその補助者	放射線を人体に対して照射する作業等に 従事したとき	5,778 千円	放射線科に勤務する 技師等 日額 410 円 補助者 日額 300 円（医療 センター放射線科 治療室に勤務する 助産師、看護師及 び准看護師にあっ ては日額 360 円）
感染症予防等 作業手当	臨床検査技師若 しくは衛生検査 技師又はこれら の補助者 医療センター の感染症病棟 に勤務する助 産師、看護師 又は准看護師	(1) 伝染病菌寄生 卵等の検査等の業 務に従事したとき (2) 感染症に感染す る危険がある業務 に従事したとき	6,053 千円	(1)の業務 臨床検査技師、衛生検 査技師又は細菌検査室 に勤務する職員 日額 410 円 臨床検査技師が、臨 床検査技師等に関す る法律施行規則第1 条に規定する検査に 従事したときは、1 日につき 160 円を加 算 臨床検査技師が、死 体解剖の業務に従事 したときは、1 件に つき 2,300 円を加算 (2)の業務 日額 100 円
夜間特殊業務 手当	病院に勤務す る医師、薬剤 師、臨床検査	職員が、正規の勤務 時間として深夜（午 後 10 時から翌日の	177,816 千円	医師 深夜の全部を含む 勤務

<p>技師若しくは 診療放射線技 師又は助産師 、看護師若し くは准看護師</p>	<p>午前5時までの間を いう。以下この項に おいて同じ。)にお いて行う業務に従事 したとき</p>		<p>1 回につき 8,900 円 深夜の一部を含む 勤務 深夜における勤 務時間が4時間 以上のとき 1 回につき 4,300 円 深夜における勤 務時間が2時間 以上4時間未満 のとき 1 回につき 3,900 円 深夜における勤 務時間が2時間 未満のとき 1 回につき 2,700 円 薬剤師、臨床検査技 師又は診療放射線技 師 深夜の全部を含む 勤務 1 回につき 5,400 円 深夜の一部を含む 勤務 深夜における勤 務時間が4時間 以上のとき 1 回につき 2,600 円 深夜における勤 務時間が2時間 以上4時間未満 のとき 1 回につき 2,400 円 深夜における勤 務時間が2時間 未満のとき 1 回につき 1,600 円 助産師、看護師又は 准看護師 深夜の全部を含む 勤務 1 回につき 6,800 円 深夜の一部を含む 勤務 深夜における勤</p>
---	---	--	--

				<p>務時間が4時間以上のとき 1回につき 3,300円</p> <p>深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき 1回につき 2,900円</p> <p>深夜における勤務時間が2時間未満のとき 1回につき 2,000円</p> <p>勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とするとき、管理者が認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1回につき当該各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) 通勤距離が片道1キロメートル以上5キロメートル未満の職員 380円</p> <p>(2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円</p> <p>(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円</p>
--	--	--	--	---

オ 時間外勤務手当

平成28年度決算	支給実績	1,128,611千円
	職員1人当たり平均支給年額	1,043千円
平成29年度決算	支給実績	1,073,643千円
	職員1人当たり平均支給年額	990千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度、平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 58,237	円 844,015
医師手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員に対して、月額308,300円を超えない範囲の額を、採用の日から45年以内の期間、採用後一定の期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	—	—	千円 630,845	円 3,646,500
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～11,000円を支給	同じ	—	千円 132,974	円 297,480
住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 111,683	円 299,417
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 103,089	円 129,184
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 97,206	円 169,054
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給（医師は適用外）	同じ	—	千円 613	円 51,083
宿日直手当	（1）医療職給料表(1)の適用を受ける職員については、宿日直勤務1回につき20,000円（ただし、勤務時間が5時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務1回につき10,000円） （2）医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員については、宿日直勤務1回につき5,300円（救急医療体制従事者のうち課長職以上は1回につき9,800円）（ただし、勤務時間が5時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務1回につき2,650円（救急医療体制従事者のうち課長職以上は1回につき4,900円））	異なる	一般行政職の支給額5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は2,650円）	千円 145,284	円 428,567
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

6 公営競技事業

(1) 職員給与費の状況

職員給与費の状況については、公営競技局が平成30年度に新設されたため、平成29年度以前の実績は、ありません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
公営競技事業	48.1 歳	383,881 円	703,064 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

職員手当の状況については、公営競技局が平成30年度に新設されたため、平成29年度以前の実績は、ありません。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

公 営 競 技 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり 平均支給額 (平成29年度)	—	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）	—千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	—円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	35人	3%

エ 時間外勤務手当

時間外勤務手当については、公営競技局が平成30年度に新設されたため、平成29年度以前の実績は、ありません。

オ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	— 千円	— 円
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～11,000円を支給	同じ	—	— 千円	— 円
住居手当	借家・借間等に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	— 千円	— 円
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	— 千円	— 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その	同じ	—	— 千円	— 円

	勤務1回につき2,000円～18,000円を支給				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	— 千円	— 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	— 千円	— 円

第4章 勤務時間

(1) 勤務時間の状況

ア 1週間の勤務時間
38時間45分

イ 一般職員の勤務時間

区分	開始時刻	終了時刻	休憩時間
教職員以外	8時30分	17時15分	12時～13時
教職員	8時30分	17時00分	45分

(2) 年次休暇の取得状況（平成29年度）

区分	総付与日数	総使用日数	平均使用日数	消化率
教職員以外	300,826日	117,237日	14.5日	39.8%
教職員	170,763日	64,058日	14.6日	37.5%

- (注) 1 年度途中で採用・退職したものを除いています。
2 上下水道局長、交通局長、病院局長、再任用短時間職員、期間中に休職（派遣職員を含む。）又は育児休業のある職員及び臨時・非常勤職員を除いています。
3 消化率は、年次休暇平均使用日数を年次休暇平均付与日数で割って、算出しています。

(3) 特別休暇等の概要 (平成30年4月1日現在)

休暇の種類	概要	
病気休暇	公務以外の負傷又は疾病の際、医師の証明書等に基づいて付与される休暇。1年につき90日以内。	
組合休暇	職員団体の活動を行う職員に対し付与される休暇。休暇年度に30日以内。(無給)	
特別休暇	公民権の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合に必要と認められる期間付与される休暇。
	証人等としての官公署への出頭	裁判員等として裁判所、その他の官公署に出頭する場合に必要と認められる期間付与される休暇。
	骨髄移植のための骨髄の提供等	骨髄移植のための骨髄の提供及び末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供に伴う必要な検査、入院等をする場合に必要と認められる期間付与される休暇。
	ボランティア活動	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う際に付与される休暇。休暇年度に5日以内。
	職員の結婚	結婚した職員に対して付与される休暇。5日以内。
	職員の出産	医師又は助産師の証明に基づき、出産前8週間(多胎妊娠の場合14週間)から出産後8週間までの期間に付与される休暇。
	配偶者の出産	職員の配偶者の出産に伴い与えられる休暇。3日以内。
	男性職員の育児参加	職員の配偶者が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇。5日以内。
	子の看護	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇。5日以内。(子が2人の場合は10日、子が3人以上の場合は15日)
	短期介護休暇	要介護者の介護その他の任命権者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇。5日以内。(要介護者が2人以上の場合は10日)
	女子職員の生理	生理日の就業が著しく困難な女性職員に付与される休暇。1回につき2日以内。
	忌引	忌引の際、付与される休暇。
	父母等の祭日	慣習上父母、配偶者又は子の祭しを行う際に付与される休日。1日
	現住居の滅失又は損壊	地震、水害、火災その他の非常災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられる休暇。7日以内。
	交通遮断	出勤することが著しく困難であると認められる場合に必要と認められる期間付与される休暇。
	退勤途上の危険回避	地震、水害、火災その他の非常災害により職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に必要と認められる期間付与される休暇。
夏季における健康保持	夏季における健康保持のため付与される休暇。6月から9月の期間中に6日以内。	

育児時間	生後2年に達しない子を育てる職員に認められる。1日につき2回、1回につき45分の範囲内。
介護時間	連続する3年以内の期間であって、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間以内。30分単位。(無給)

第5章 休業等の状況

(1) 休業等の取得者数 (平成29年度) (単位:人)

区分	性別	育児休業	育児短時間勤務	部分休業	自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業
教職員以外	男性	28	0	5	1	0	0
	女性	460	23	84	0	0	1
教職員以外合計		488	23	89	1	0	1
教職員	男性	1	0	0	0	0	0
	女性	106	1	3	1	0	0
教職員合計		107	1	3	1	0	0

※人数は、延べ人数とします。

第6章 分限及び懲戒

(1) 分限処分の状況 (平成29年度) (単位:人)

区分	免職	降任	休職	合計	失職
被処分者数 (教職員以外)	1	0	103	104	0
被処分者数 (教職員)	0	0	39	39	0

(2) 懲戒処分の状況 (平成29年度) (単位:人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
被処分者数 (教職員以外)	0	3	1	0	4
被処分者数 (教職員)	0	0	5	0	5

第7章 職員の服務

地方公務員法第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と服務の基本基準が定められています。それを具現するため、同法は、法令や上司の命令に従う義務、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等を職員に課しています。

こうした法の趣旨に鑑み、本市では、職務に係る倫理の保持や職員の不正防止を目的とした倫理研修を実施しています。また、組織としての自浄作用の向上を図るとともに、市民に信頼される適正な職務執行を支援する公益通報制度を設けています。

(1) 服務規律の遵守に関する取組（平成29年度実績）

服務規律の遵守のため、次のような研修を行っています。

ア 【教育委員会（教職員）以外】

研修	科目	対象者	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法・地方自治法を中心とした公務員の義務や責任、服務規律を学ぶ。 ・本市職員の不祥事を例に挙げ、注意を喚起する。
新規採用職員研修	職員の服務	新規採用職員	
採用2年次職員研修	公務員倫理	採用2年次職員	
採用6年次職員研修	公務員倫理	採用6年次職員	
採用10年次職員研修	公務員倫理	採用10年次職員	
新任指導員研修	公務員倫理	新任指導員等	
新任主査研修	公務員倫理	新任主査	
新任係長研修	公務員倫理 新任係長の役割	新任係長	
新任課長研修	人事評価と人材育成 新任課長の役割	新任課長	
管理者倫理 (不祥事防止) 研修	—	全部長職	

イ 【教育委員会（教職員）】

研修	科目	対象者	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法、地方自治法を中心とした公務員の義務や責任、服務規律を学ぶ。 ・本市職員の不祥事を例に挙げ、注意を喚起する。
新採教諭等研修	公務員倫理 自己の健康管理	新採教諭 新採養護教諭 新採栄養教諭 新採学校事務職員	
中堅教諭等資質充実研修	公務員倫理 飲酒運転撲滅	10年次教諭 10年次養護教諭 10年次栄養教諭 10年次学校事務職員	
新採校長研修	公務員倫理	新採校長	
管理職課題研修	公務員倫理 飲酒運転撲滅	校長・副校長・教頭	

(2) 公益通報制度の運用状況（平成29年度実績）

区分	受付件数	通報内容	是正措置等を講じた件数
内部通報	2件	職場内の秩序に関すること 職場内の人間関係に関すること	—
外部通報	0件	—	—
合計	2件	—	—

(注) 1 「内部通報」とは、北九州市の事務又は事業に関して、市民に信頼される適正な職務執行を確保することを目的として、職員等から本市の事務又は事業に関する法令違反行為等について、通報があったものです。

2 「外部通報」とは、公益通報者保護法に規定された約400本の法律についての法令違反行為のうち、本市が処分（命令、取消し等）や勧告等の権限を有するもので、実名によって通報があったものです。

第8章 研修

(1) 研修方針（平成29年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

- 1 公務員として高い能力と倫理観を持ち、自ら学ぶ職員の育成をめざす。
- 2 広い視野と、市民や民間と協働するための必要な知識・技術の修得をめざす。
- 3 各階層に求められる役割と資質の認識、向上をめざす。
- 4 人を育て、お互いが学び合い、能力を高め合う組織づくりを支援する。

イ 【教育委員会（教職員）】

北九州市の教育（学校・家庭・地域）の現状を踏まえ、「北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」のキャリアステージに応じた研修体系に基づき、教職員に求められる資質の向上を図る研修を実施していく。

(2) 研修実績（平成29年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

区分	内容	受講者数（人）
階層別研修 （10研修）	職員の採用からの年次や各職位への昇任に応じ、共通して求められる知識・技能の習得や能力の開発を行う。	1,018
スキルアップ研修 （21研修）	職員の能力・技能の向上、管理監督者の資質の向上等を目指し、テーマごとに専門的な研修を実施。	1,443
派遣研修	先進的な行政手法の実地での習得、幅広い視野の涵養等のため、中央省庁、民間企業、財団、大学院等に研修として派遣。	36
自己啓発	通信教育講座及び語学講座の紹介並びに自主研究グループ活動の支援。	40
講演会	時代の変化に対応した新しい情報や幅広い視野を身に付けることを目的とし、全国的に著名な講師による講演会を開催。	160

イ 【教育委員会（教職員）】

区分	内容	受講者数（人）
基本研修 （150 研修）	経験年数や職務（管理職や主任等）により対象者を決定し、公務員倫理や授業づくり、児童生徒理解についての研修等を実施。	7,998
専門研修 （40 研修）	希望により選択できる教科等の指導力向上やミドルリーダーとしての資質向上に資する研修等を実施。	6,475
派遣研修	教育公務員としての資質・能力の向上を図る本市教育の充実振興に資するため、教職員支援機構、在外教育施設、大学院等に研修として派遣。	24
自己啓発	教職員の実践的指導力の向上を目指すとともに、学校教育に関わる優れた文化の継承を図るため、教員の自己啓発をサポートする講座を開設。	828

第9章 勤務成績の評価

(1) 勤務成績の評価の概要（平成29年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

区分	概要	対象		評価段階
		職種	職務上の地位	
定期評価	職員が職務遂行に当たって発揮した能力及び業績を評価し、職員の適正配置、昇任、昇給、指導育成等の人事管理を行うための基礎情報として活用。	すべての職種	部長級以下	A～Eの5段階
業績目標管理制度	一年間の職務の遂行結果を業績として評価し、評価結果を翌年度の勤勉手当に反映。	病院局に勤務する医事職を除くすべての職種	課長級以上	A～Eの5段階

イ 【教育委員会（教職員）】

名称	概要	対象	評価段階
定期評価	教職員の職務遂行上の能力、意欲及び実績を評価し、職員の適正配置、指導育成上の人事管理などを行うための基礎情報として活用	校長・園長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・実習助手・講師・養護助教諭・学校事務職員・学校栄養職員、各種学校の教員、寄宿舎指導員	S～Dの5段階

(2) 評価者研修の実施状況（平成29年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

対象者	内容	実施回数等
係長級以上の全職員	eラーニングによる人事評価基準、評価要素等の定着を図る研修	年1回
新任課長	人事評価制度全般の研修	年1回 半日
新任係長	人事評価制度全般の研修	年1回 1日

イ 【教育委員会（教職員）】

対象者	内容	実施回数等
新任教頭	人事評価制度ほか全般の研修	年1回 半日
校長、園長	人事評価にかかる実践研修	年1回 半日
副校長、教頭	人事評価にかかる実践研修	年1回 半日

第10章 福祉及び利益の保護

(1) 職員の健康管理に関する取組状況（平成29年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

事業名	概要
職員の健康診断等	労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断、特殊健康診断、採用時健康診断のほかに、人間ドック、ストレスチェック等を実施。
職員に対する健康相談・保健指導	労働安全衛生法第66条の7、第66条の8、第66条の9、第66条の10又は第69条に基づき、定期健康診断結果に基づく保健指導、過重労働職員に対する保健指導、ストレスチェック結果に基づく保健指導、産業医・保健師、臨床心理士によるメンタルヘルス相談等を実施。 また、EAP（従業員支援プログラム）を民間相談機関に委託し、相談業務を実施。
啓発活動	安全(労働衛生)週間、研修会、ビデオの貸出し等を実施。

イ 【教育委員会（教職員）】

事業名	概要
職員の健康診断等	労働安全衛生法第66条及び学校保健安全法第15条に基づく定期健康診断のほかに、特殊健康診断、採用時健康診断、人間ドック、ストレスチェック等を実施。
職員に対する健康相談・保健指導	労働安全衛生法第66条の7、第66条の8、第66条の9、第66条の10又は第69条に基づき、定期健康診断結果に基づく保健指導、過重労働職員に対する保健指導、ストレスチェック結果に基づく保健指導、産業医又は保健師によるメンタルヘルス相談等を実施。
啓発活動	労働（安全衛生）週間、研修会を実施。

(2) 職員の健康管理の実施状況（平成29年度）

ア 【教育委員会（教職員）以外】

(ア) 職員の健康診断の実施状況

項目	概 要	検査項目
定期健康診断	労働安全衛生規則第44条に基づき、全職員を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、VDT検査、血液生化学検査（ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン）
特殊健康診断	有機りん剤、有機溶剤、高気圧、電離放射線、特定化学物質取扱い業務等に従事する職員を対象に実施。	代謝物の検査、眼底検査等の法定項目
採用時の健康診断	労働安全衛生規則第43条に基づき、新規採用職員を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、VDT検査、血液生化学検査（ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン）
日帰り人間ドック	30歳以上の職員のうち希望者を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、VDT検査、血液生化学検査（ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン）
ストレスチェック	定期健康診断対象者に実施。	職業性ストレス簡易調査（57項目版）

(イ) 健康相談・保健指導の実施状況

項目	概 要
定期健康診断結果に基づく保健指導	健康診断の結果、心身の疾病予防のため、産業医が必要と判断した職員を対象に保健指導を実施。
過重労働職員に対する保健指導	1か月に100時間以上及び2か月の平均が80時間以上の時間外勤務を行った職員を対象に保健指導を実施。
産業医・保健師、臨床心理士による相談	産業医又は保健師が、職員に対して、メンタルヘルス及び身体についての相談業務を実施。メンタルヘルスに関しては、臨床心理士も実施。
EAP（従業員支援プログラム）による相談	EAPを民間相談機関に委託し、職員・家族に対して、職場やプライベートにおける様々な不安や悩みに関する相談業務を実施。
ストレスチェック結果に基づく保健指導	ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、面接指導を申し出た職員を対象に、保健指導を実施。

(ウ) 啓発活動の実施状況

項目	概 要
安全（労働衛生）週間	ポスター等の掲示による啓発、安全（衛生）管理者による職場巡視等を実施。

研修会	衛生管理者を対象に、安全衛生に関する研修会を実施。
-----	---------------------------

イ 【教育委員会（教職員）】

(ア) 職員の健康診断の実施状況

項目	概 要	検査項目
定期健康診断	労働安全衛生規則第44条及び学校保健安全法第15条並びに同法施行規則第13条に基づき、全職員を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目
特殊健康診断	VDT作業に従事する（予定も含む）職員を対象に実施。	VDT検査
採用時の健康診断	労働安全衛生規則第43条に基づき、新規採用職員を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目
日帰り人間ドック	職員のうち希望者を対象に実施。（実施主体：北九州市教職員互助会等）	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、血液生化学的検査（LDH、ZTT、アミラーゼ）血清学的検査（ α -フェトプロテイン、CEA）
胃集団検診	学校保健安全法第15条及び同法施行規則第15条に基づき、40歳以上の職員を対象に実施。	胃部X線間接撮影
ストレスチェック	定期健康診断対象者に実施。	職業性ストレス簡易調査（57項目版）

(イ) 健康相談・保健指導の実施状況

項目	概 要
定期健康診断結果に基づく保健指導	健康診断の結果、心身の疾病予防のため、産業医が必要と判断した職員を対象に保健指導を実施。
過重労働職員に対する保健指導	勤務時間外における在校時間の合計が月100時間以上又は2ヵ月間の平均が80時間以上に該当する職員のうち、面接指導を希望する職員又は学校（園）長が面接指導を必要と認めた職員及び産業医が判断し面接が必要と認めた職員を対象に保健指導を実施。
産業医・保健師による相談	産業医又は保健師が、職員に対して、メンタルヘルス及び身体についての相談業務を実施。
ストレスチェック結果に基づく保健指導	ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、面接指導を申し出た職員を対象に、保健指導を実施。

(ウ) 啓発活動の実施状況

項目	概要
安全（労働衛生）週間	ポスター等の掲示による啓発、安全（衛生）管理者による職場巡視等を実施。
研修会	安全衛生管理員を対象に、安全衛生に関する研修会を実施。

(3) 北九州市職員共済組合の事業実施状況（平成29年度）

北九州市職員共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき、相互救済を目的とする制度を設け、もって組合員（職員）及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的として、次のような事業を実施しています。

組合員数	8,173人				
決算額・事業内容	○短期経理（医療給付や育児休業手当金、介護休業手当金等の給付） 組合員とその被扶養者の負傷・疾病等のための医療給付や、育児・介護休業を取得している組合員に対する手当金の給付を行っています。				
	決算額（給付額）	2,622,823千円			
	保険料率	区分	期間	給料標準報酬	期末手当標準期末手当
		組合員	平成29年4月～平成30年3月	43.89/1,000 (介護※ 6.90/1,000)	43.89/1,000 (介護※ 6.90/1,000)
		事業主	平成29年4月～平成30年3月	43.89/1,000 (介護※ 6.90/1,000)	43.89/1,000 (介護※ 6.90/1,000)
		公的負担※	平成29年4月～平成30年3月	0.06/1,000	0.06/1,000
調整負担金※		平成29年4月～平成30年3月	0.2/1,000	0.2/1,000	
<p>※公的負担・・・育児・介護休業手当金の給付に充てるため、法律で事業主が負担することとなっています。</p> <p>※調整負担金・・・全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」と表記します。）の実施する、特別財政調整事業の拠出金の財源に充てられます。</p> <p>※介護・・・介護保険制度の第2号被保険者に該当する40歳以上65歳未満の組合員を対象として徴収しています。</p> <p>○厚生年金保険経理、退職等年金経理、経過的長期経理 27年10月の公的年金一元化後、年金資産は、厚生年金部分（厚生年金保険経理）、一元化後の職域部分（退職等年金経理）、一元化前の職域部分（経過的長期経理）の3つに分けて管理されています。 当組合では、組合員から保険料・掛金、事業主から負担金を徴収し、市町村連合会の各基金へ払込みを行います。</p>					

保険料率	厚生年金保険法、地方公務員共済組合連合会定款・総務省告示に基づく保険料率※		
	区分	標準報酬・標準期末手当	
		29年4月～8月	29年9月～30年3月
	組合員	88.16/1,000	89.93/1,000
		7.5/1,000	7.5/1,000
		—	—
事業主	88.16/1,000	89.93/1,000	
	7.5/1,000	7.5/1,000	
	0.112/1,000	0.112/1,000	
公的負担※	37.7/1,000		
		—	—

※上段：厚生年金保険経理、中段：退職等年金経理、下段：経過的長期経理

※公的負担・・・基礎年金拠出金に必要な費用として、法律で事業主が負担することとなっています。

○経過的長期預託金管理経理

市町村連合会の管理する経過的長期預託金管理経理の資産の一部を借入れ、貸付事業の財源の一部に充てているものです。

平成29年度末借入金額	0円
決算額（支払利息）	639千円

○業務経理（事務費）

決算額（事業費）	115,649千円
----------	-----------

○保健経理（保健事業）

組合員とその被扶養者の健康の保持増進や元気回復を目的とする保健事業（特定保健指導、共済体育館の運営等）を行っています。

決算額（事業費）	194,889千円			
保険料率	区分	期間	給料標準報酬	期末手当標準期末手当
	組合員	平成29年4月～平成30年3月	1.62/1,000	1.62/1,000
	事業主	平成29年4月～平成30年3月	1.62/1,000	1.62/1,000

○貸付経理（一般（自動車）貸付、住宅貸付、特別（医療、結婚、葬祭）貸付、災害貸付、高額医療貸付、出産貸付）

組合員の福祉の増進に資するための事業として、住宅取得等のための資金の貸付事業を行っています。

〈貸付事業の人件費・事務費は貸付金の利息収入を充当〉

決算額（事業費）	7,867千円
貸付残高（平成28年度末）	1,547,635千円

(4) 北九州市職員厚生会の事業実施状況（平成29年度）

北九州市職員厚生会は、北九州市職員厚生会に関する条例に基づき、職員の福利厚生を増進を図ることを目的として、次のような事業を実施しています。

会員数	8,543人	
会員掛金・納付金率	給料月額5/1,000	
事業主交付金率	給料月額3/1,000 ※事業主交付金額は105,981千円。なお、決算処理後の事業主への返還額を差し引いた実質的な交付金額は25,111千円。	
公費負担割合	会員掛金・納付金：事業主交付金=5：3	
決算額・事業内容	一般経理事業 210,741千円 (財源：事業主交付金、会員掛金)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般給付 次世代育成支援（結婚、出産、入学、卒業）、香華料 ・ファミリー事業 ・厚生会施設の運営（食堂、売店）
	互助経理事業 182,973千円 (財源：会員納付金、収益経理からの繰入金)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業見舞金、介護休暇見舞金、リフレッシュ助成金 ・退職記念懇談会 ・元気回復補助事業 ・福利厚生サービス事業
	収益経理事業 73,545千円 (財源：貸付手数料、生命保険等取扱い、広告掲載による手数料収入)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付（厚生、福利、結婚資金、新入学・修学、育児休業） ・グループ保険、医療保険、任意共済保険、団体終身保険、団体扱い生命保険、団体扱い損害保険、退職者団体扱い損害保険、火災共済、公務員賠償責任保険 ・広告事業

事業等見直し	平成26年度	事業主負担金率を給料月額の1000分の3に削減
	平成27年度	香華料の支給区分の見直し
	平成28年度	機関誌「こうせい」への広告掲載を開始
	平成29年度	福利厚生事業の外部委託、借上保養所の廃止等

【平成29年度北九州市人事委員会の業務状況について】

第1章 組織及び運営

(1) 委員

職名	氏名	常勤・非常勤の別	就任年月日	任期満了年月日
委員長	河原 一雅	非常勤	平成23年8月5日 (委員就任 23.8.3)	平成31年8月2日
委員	宇佐見 昇	非常勤	平成23年5月8日	平成31年5月7日
委員	小見 彰	非常勤	平成27年10月18日	平成29年10月17日
委員	竹下 貞夫	非常勤	平成29年10月18日	平成33年10月17日

(2) 委員会開催状況

委員会開催回数	議案	協議	報告
27回	76件	8件	37件

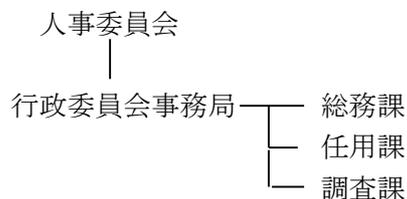
(3) 事務局

ア 職員数

(人)

局長級	部長級	課長級	係長級	一般職員	その他職員	計
1	1	2	6	8	1	19

イ 組織図



ウ 平成29年度予算

(千円)

委員報酬	職員給与費	その他経費	合計
10,284	179,297	35,362	224,943

第2章 任用関係事務

(1) 競争試験等の実施状況

ア 実施日

種類	公告日	第1次試験日	第2次(3次)試験日	最終合格発表日
上級採用試験 (行政特別枠)	3月1日	4月30日	5月18～19日 (5月30～6月2日)	6月15日
上級等採用試験	4月25日	6月25日 7月15～16日	8月5日 8月17～21日	8月31日

初級等採用試験	7月27日	9月24日	10月 14・24・25・26日	11月10日
身体障害者を対象とする採用選考	7月27日	9月24日 10月15日	10月 19・20・23・24・27日	11月10日

イ 実施状況

区分		採用予定数	申込者数	受験者数	第1次合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)		
上級・大学卒程度	一般事務員	行政(特別枠)	20	470	470	143	32	14.7	
		行政(総合)	24	333	250	42	29	8.6	
		行政Ⅰ	12	280	226	21	15	15.1	
		社会福祉	4	47	41	9	5	8.2	
		心理	2	15	9	4	3	3.0	
	一般技術員	土木Ⅰ	16	41	24	17	13	1.8	
				土木Ⅱ	26	18	7	3	6.0
		建築Ⅰ	9	19	14	8	6	2.3	
				建築Ⅱ	20	16	9	4	4.0
		電気Ⅰ	5	18	10	6	3	3.3	
				電気Ⅱ	16	10	4	2	5.0
		機械Ⅰ	4	17	14	6	2	7.0	
				機械Ⅱ	19	12	2	2	6.0
		造園Ⅰ	1	4	2	1	1	2.0	
				造園Ⅱ	2	2	1	0	—
		環境Ⅰ	3	化学	20	13	3	1	13.0
				生物	7	6	1	1	6.0
		環境Ⅱ	3	化学	21	14	2	2	7.0
				生物	4	4	1	0	—
		衛生	2	農芸化学	9	6	3	3	2.0
				薬学	2	1	0	—	—
				水産	1	1	0	—	—
	畜産			2	0	0	—	—	
		消防士	24	229	172	36	23	7.5	
		薬剤師	1	3	2	2	2	1.0	
		獣医師	2	0	—	—	—	—	
	中級・短大卒程度	保健師	5	47	38	9	5	7.6	
保育士		21	93	78	46	22	3.5		
作業療法士		1	9	7	4	3	2.3		
学校事務職員Ⅰ		15	411	323	37	15	21.5		
学校事務職員Ⅱ		5	338	277	18	5	55.4		

初級・高校卒業程度	一般事務員	8	245	175	28	8	21.9
	一般技術員（土木）	6	20	17	11	6	2.8
	一般技術員（建築）	2	8	6	5	2	3.0
	一般技術員（電気）	2	14	13	5	2	6.5
	一般技術員（機械）	2	18	13	6	2	6.5
	消防士	12	268	218	35	13	16.8
	消防士（航海）	若干名	0	—	—	—	—
	消防士（機関）		1	1	1	1	1.0
身体障害者を対象とする採用選考	上級	5名程度	12	6	4	2	3.0
	初級		7	7	6	4	1.8
	学校事務	若干名	6	6	4	3	2.0

(2) 昇任試験の実施状況

ア 実施日

種 類	告知日	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日
係長職昇任試験	7月3日	11月12日	1月9～12日	1月19日
主査職昇任試験	7月3日	11月12日	/	12月15日
消防司令補昇任試験	7月3日	9月24日		10月20日

イ 実施状況

区 分		申込者数	受験者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
係長職 昇任試験	行政A	706	625	28	22.3
	行政B	1062	946	42	22.5
	保育士A	19	19	1	19.0
	保育士B	22	22	2	11.0
	消防司令A	53	52	5	10.4
	消防司令B	102	99	8	12.4
主査職 昇任試験	行政A	625	547	30	18.2
	行政B	585	517	57	9.1
	スペシャリスト税	15	13	1	13.0
	スペシャリスト福祉	9	8	2	4.0
	保育士A	18	18	2	9.0
	保育士B	19	19	3	6.3
	3等級消防士長	27	27	2	13.5
	保健師A	41	39	3	13.0
	保健師B	7	6	2	3.0
	看護師A	27	27	6	4.5
	看護師B	35	35	8	4.4
消防司令補昇任試験		378	375	22	17.0

第3章 平成29年「職員の給与等に関する報告及び勧告」

(1) 報告の内容

- 1 本市職員・市内民間企業事業所の給与等の状況（平成29年4月1日）
- 2 これからの人事・給与制度について
 - ・人事評価制度に対する職員の理解と定着をより一層図り、国や他都市の取組を参考に、評価結果の更なる活用などの制度の充実について、引き続き、着実な取組を推進されることを期待
- 3 雇用と年金の接続について
 - ・国の骨太方針において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める。」とされ、関係府省の局長級を構成員とする検討会が設置されたところ
 - ・今後も雇用と年金の接続に向けて、国の検討状況や他都市の動向に留意しつつ、計画的な人事管理のもとで再任用制度を継続しながら、引き続き、調査・研究を進めていくことが必要
- 4 働き方改革について
 - ＜ワーク・ライフ・バランスの推進について＞
 - ・任命権者は、「北九州市職員ダイバーシティ推進プログラム」の取組を積極的に実施
 - ・「時差出勤」は、公務能率の向上や仕事と家庭の両立に大いに資するものであるが、市民への行政サービスの影響や適切な公務運営の確保等について考慮しなければならない課題もあるため、本市に適した「時差出勤」制度について検討が必要
 - ＜女性職員の活躍推進について＞
 - ・「女性活躍推進アクションプラン」の最終年度を来年度に控え、これまでの取組を着実に推進すると同時に、挙げた成果を積極的に情報発信するなど、さらに女性活躍の流れが加速する好循環を作り出すことを期待
 - ＜仕事見直しと時間外勤務の削減について＞
 - ・任命権者や所属長は、組織のマネジメント力向上を図りながら「しごと改革」等に継続的に取り組むとともに、職員が必要な時間外勤務申請を自己抑制したり、退勤時間と時間外勤務実績に乖離が生じたりすることがないように、取り組んでいるところであり、さらに取組を徹底し、引き続き時間外勤務の適正管理に努めていくことが必要
 - ・教職員の長時間労働の改善に当たっては、「学校における業務改善プログラム」の着実な実施とともに、勤務時間の適正管理に努めていくことが必要
- 5 心の健康づくりとハラスメント防止について
 - ・「ストレスチェック」や「改善状況報告制」の実施により、職員のメンタル不調の未然防止や早期発見・早期対応に向けた積極的な取組をさらに推進されることを期待
 - ・所属長においては、ハラスメント等に留意し、今後とも所属職員の人格が相互尊重される職場づくりを推進されたい
- 6 会計年度任用職員について
 - ・地方公務員法等の改正により、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度について、その採用方法や任期等が明確化されたことから、改正法の趣旨に則り、これまでの非常勤職員の任用等について再整理し、施行日に向けて、適切な対応を図ることが必要
- 7 服務規律の保持について
 - ・任命権者においては、引き続き、厳正な服務規律の確保に向けて、あらゆる

機会を通じ職員の倫理意識の高揚に努められたい
 ・職員においては、市民の厳しい目が向けられていることを十分に認識し、公務員としての高い倫理観と使命感を持ち、市民の信頼に応えていただきたい

(2) 勧告の内容

① 勧告日

平成29年9月15日

② 北九州市職員と民間従業員との給与較差

民間事業所の従業員の給与（事務・技術関係職種）	北九州市職員の給与（行政職）	較 差	
		A - B	比率 C / B × 100
A 404,103円	B 403,742円	C 361円	0.09%

③ 勧告の内容

<p>(1) 給与表の改定</p> <p>ア 行政職給料表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告における同種俸給表の改定傾向及び本市職員の初任給が市内民間の初任給を下回っていることや人員構成等を考慮の上、若年層に重点を置いた引上げ <p>イ その他の給料表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表及び国家公務員の俸給表との均衡を考慮して引上げ <p>ウ 実施時期 平成29年4月1日</p> <p>(2) 扶養手当の見直し</p> <p>ア 配偶者を特別の取扱いをしないこととする考え方にに基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の手当額を、他の扶養親族の手当額と同額とし、それにより生ずる原資を用いて子の手当額を引上げ ・配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当を廃止 ・扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族1人に係る手当を廃止 <p>イ 生計費の増嵩の補助という扶養手当の趣旨に鑑み、子以外の扶養手当を、部長級は課長級以下の職員のおおむね半額とし、局長級は不支給</p> <p>ウ 受給者への影響に配慮し、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで経過措置を設けて段階的に実施</p>
--

第4章 勤務条件についての措置要求

係属件数			処理件数					翌年度への繰越	
前年度からの繰越	新規要求	計	却下	取下げ・打切	判定				計
					全部否認 (一部却下を含む)	一部容認	全部容認		
0	1	1	0	0	1	0	0	1	0

第5章 不利益処分についての審査請求

係属件数			処理件数					翌年度への繰越	
前年度からの繰越	新規請求	計	却下	取下げ	裁決				計
					処分承認	処分修正	処分取消		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 昭和41年4月から昭和60年3月までの争議行為等に関する審査請求など、審理が長期間中断している事案は除いている。

第6章 職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（苦情相談）

係属件数			処理件数	翌年度への繰越
前年度からの繰越	新規申出	計		
0	8	8	8	0

【平成30年度等級別基準職務表及び等級等ごとの職員の数の公表】

第1章 北九州市職員の給与に関する条例

(1) 行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	671	14.0	係員	671	671	14.0	1等級
				計	671			
2級	主任の職務	1,311	27.4	主任	1,311	1,311	27.4	2等級
				計	1,311			
3級	主査の職務	1,256	26.2	主査	1,256	1,256	26.2	3等級
				計	1,256			
4級	係長又は指導主事の職務	1,080	22.5	係長 担当係長 指導主事 保育所長 出張所次長 地域交流センター次長 工場次長 夜間・休日急患センター次長 第2夜間・休日急患センター次長 斎場長 動物愛護センター次長	583 395 59 18 8 6 3 1 1 1 1 1	1,080	22.5	4等級

				渡船事業所次長	1			
				市立高等学校事務長	1			
				東部農業委員会事務局次長	1			
				計	1,080			
5級	課長の職務	351	7.3	課長	216			5等級
				担当課長	97			
				出張所長	7			
				環境センター副所長	3			
				環境センター工場長	3			
				会計室次長	1			
				秘書室次長	1			
				地方創生推進室次長	1			
				東京事務所副所長	1			
				債権管理室次長	1			
				区政事務センター所長	1			
				国際スポーツ大会推進室次長	1			
				松本清張記念館事務局長	1			
				文学館事務局長	1			
				漫画ミュージアム事務局長	1			
				精神保健福祉センター所長	1			
				先進的介護システム推進室次長	1	351	7.3	
				夜間・休日急患センター所長	1			
				第2夜間・休日急患センター所長	1			
				保健環境研究所次長	1			
				子ども総合センター次長	1			
				総合農事センター所長	1			
				中央卸売市場次長	1			
				神嶽川旦過地区整備室長	1			
				空き家対策推進室長	1			
				学術・研究都市開発事務所長	1			
				特別支援教育相談センター所長	1			
				教育センター所長	1			
				学力・体力向上推進室次長	1			
				東部農業委員会事務局長	1			
				計	351			

6 級	部長の職務	95	2.0	部長	51	95	2.0	6 等級
				担当部長	14			
				区次長	7			
				環境センター所長	3			
				市税事務所長	2			
				整備事務所長	2			
				危機管理室長	1			
				秘書室長	1			
				広報室長	1			
				地方創生推進室長	1			
				東京事務所長	1			
				女性の輝く社会推進 室長	1			
				国際スポーツ大会推 進室長	1			
				先進的介護システム 推進室長	1			
				人権推進センター所長	1			
				子ども総合センター 所長	1			
食の魅力創造・発信 室長	1							
折尾総合整備事務所長	1							
エネルギー産業拠点 化推進室長	1							
議会事務局次長	1							
学力・体力向上推進 室長	1							
行政委員会事務局次長	1							
	計	95						
7 級	区長又は局長の職務	28	0.6	局長	12	28	0.6	7 等級
				区長	7			
				担当理事	4			
				会計室長	1			
				危機管理監	1			
				議会事務局長	1			
				教育次長	1			
				行政委員会事務局長	1			
	計	28						
合計		4,792	100					

(2) 消防職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	259	26.7	係員	259	259	26.7	1等級
				計	259			
2級	主任の職務	248	25.5	主任	248	248	25.5	2等級
				計	248			
3級	主査の職務	286	29.4	主査	286	286	29.4	3等級
				計	286			
4級	係長の職務	131	13.5	係長 担当係長	59 72	131	13.5	4等級
				計	131			
5級	課長の職務	38	3.9	課長 担当課長 訓練研修センター所長	20 17 1	38	3.9	5等級
				計	38			
6級	部長又は消防署長の職務	9	0.9	部長 消防署長	2 7	9	0.9	6等級
				計	9			
7級	局長の職務	1	0.1	局長	1	1	0.1	7等級
				計	1			
合計		972	100					

(3) 教育職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務	0	0					1等級
				計	0			
2級	高等学校の教諭又は養護教諭の職務	41	91.1	教諭 養護教諭	40 1	41	91.1	2等級
				計	41			

3級	高等学校の教頭の職務	3	6.7	教頭	3	3	6.7	3等級
				計	3			
4級	高等学校の校長の職務	1	2.2	校長	1	1	2.2	4等級
				計	1			
合計		45	100					

(4) 教育職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	0	0					
				計	0			
2級	幼稚園の教諭又は養護教諭の職務	10	71.4	教諭	10	10	71.4	2等級
				計	10			
3級	幼稚園の園長の職務	4	28.6	園長	4	4	28.6	3等級
				計	4			
合計		14	100					

(5) 研究職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	学芸員の職務	21	77.8	係員	21	21	77.8	1等級
				計	21			
2級	係長の職務	5	18.5	係長 担当係長	1 4	5	18.5	2等級
				計	5			
3級	課長の職務	1	3.7	課長	1	1	3.7	3等級
				計	1			

4級	部長の職務	0	0					
				計	0			
合計		27	100					

(6) 医療職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	2	15.4	担当係長	2	2	15.4 (30.8)	2等級
				計	2			
2級	困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務	8	61.5	係長	1	2	15.4 (30.8)	2等級
				担当係長	1			
				課長 担当課長	4 2	6	46.1	3等級
計	8							
3級	部長の職務	3	23.1	担当部長	2	3	23.1	4等級
				保健環境研究所長	1			
計	3							
4級	局長の職務	0	0					
				計	0			
合計		13	100					

(7) 医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	8	13.1	係員	8	8	13.1	1等級
				計	8			
2級	主任の職務	23	37.7	主任	23	23	37.7	2等級
				計	23			

3級	主査の職務	14	22.9	主査	14	14	22.9	3等級
				計	14			
4級	係長の職務	12	19.7	係長 担当係長	7 5	12	19.7	4等級
				計	12			
5級	課長の職務	4	6.6	課長	1	4	6.6	5等級
				認知症支援・介護予 防センター所長	1			
				動物愛護センター所長	1			
				食肉センター所長	1			
計	4							
合計		61	100					

(8) 医療職給料表(3)

職務 の級	級別基準職務表に規定 する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0					
				計	0			
2級	保健師、助産師又は看護師 の職務	85	52.5	係員	85	85	52.5	2等級
				計	85			
3級	主査の職務	25	15.4	主査	25	25	15.4	3等級
				計	25			
4級	係長の職務	52	32.1	係長	13	52	32.1	4等級
				担当係長	28			
				夜間・休日急患セン ター看護師長	5			
				第2夜間・休日急患 センター看護師長	6			
計	52							
合計		162	100					

(9) 特定任期付職員給料表

号給	号給の基準となるべき標準的な場合	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0		
				計	0
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0		
				計	0
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0		
				計	0
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	100	担当課長	2
				計	2
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0		
				計	0
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0		
				計	0
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0		
				計	0
合計		2	100		

第2章 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例

(1) 教育職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	特別支援学校の講師(任用の期限を付さないものを除く。)、助教諭、養護助教諭、栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。)、又は寄宿舎指導員の職務	206	30.3	講師	196	206	30.3	1等級
				助教諭	0			
				養護助教諭	10			
				栄養教諭	0			
				寄宿舎指導員	0			
				計	206			

2級	特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）又は講師（任用の期限を付さないものに限る。）の職務	438	64.6	教諭	420	438	64.6	2等級
				養護教諭	12			
				栄養教諭	6			
				講師	0			
				計	438			
特2級	特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	12	1.8	主幹教諭	4	12	1.8	特2等級
				指導教諭	8			
				計	12			
3級	特別支援学校の副校長又は教頭の職務	14	2.1	副校長	0	14	2.1	3等級
				教頭	14			
				計	14			
4級	特別支援学校の校長の職務	8	1.2	校長	8	8	1.2	4等級
				計	8			
合計		678	100					

(2) 教育職給料表(4)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の講師（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭又は栄養教諭（任用の期限を付さないものを除く。）の職務	617	13.7	講師	569	617	13.7	1等級
				助教諭	0			
				養護助教諭	27			
				栄養教諭	21			
				計	617			
2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）又は講師（任用の期限を付さないものに限る。）の職務	3,304	73.4	教諭	3,053	3,304	73.4	2等級
				養護教諭	183			
				栄養教諭	67			
				講師	1			
				計	3,304			
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	193	4.3	主幹教諭	137	193	4.3	特2等級
				指導教諭	56			
				計	193			
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	194	4.3	副校長	2	194	4.3	3等級
				教頭	192			
				計	194			

4級	小学校又は中学校の校長の職務	193	4.3	校長	193	193	4.3	4等級
				計	193			
合計		4,501	100					

(3) 行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	133	50.6	係員	133	133	50.6	1等級
				計	133			
2級	主任の職務	56	21.3	主任	56	56	21.3	2等級
				計	56			
3級	主査の職務	52	19.8	主査	52	52	19.8	3等級
				計	52			
特3級	事務主幹の職務	22	8.3	事務主幹	22	22	8.3	3等級
				計	22			
4級	事務長の職務	0	0					
				計	0			
合計		263	100					

(4) 医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	10	83.3	係員	10	10	83.3	1等級
				計	10			
2級	主任の職務	0	0	主任				
				計	0			
3級	主査の職務	2	16.7	主査	2	2	16.7	3等級
				計	2			
合計		12	100					

第3章 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程

(1) 給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	50	11.4	係員	50	50	11.4	1等級
				計	50			
2級	主任の職務	155	35.4	主任	155	155	35.4	2等級
				計	155			
3級	主査の職務	123	28.1	主査	123	123	28.1	3等級
				計	123			
4級	(1) 係長の職務 (2) 担当係長の職務 (3) 浄水場長の職務 (4) 取水場長の職務	75	17.1	係長	51	75	17.1	4等級
				担当係長	22			
浄水場長	1							
取水場長	1							
計	75							
5級	(1) 課長の職務 (2) 所長(工事事務所長を除く。)の職務 (3) 担当課長又は主幹の職務	27	6.2	課長	18	27	6.2	5等級
				所長	6			
担当課長	3							
計	27							

6級	(1) 部長の職務 (2) 工事事務所長の職務 (3) 担当部長又は参事の職務	8	1.8	部長	4	8	1.8	6等級
				工事事務所長	2			
				担当部長	2			
				計	8			
7級	担当理事の職務	0	0					
				計	0			
合計		438	100					

第4章 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程

(1) 企業職給料表 (一)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	0	0					
				計	0			
2級	主任の職務	5	27.7	主任	5	5	27.7	2等級
				計	5			
3級	主査の職務	1	5.6	主査	1	1	5.6	3等級
				計	1			
4級	(1) 係長の職務 (2) 担当係長の職務 (3) 旅行センター長の職務 (4) 営業所長の職務	9	50.0	係長	5	9	50.0	4等級
				担当係長	1			
				旅行センター長	1			
				営業所長	2			
				計	9			
5級	(1) 課長の職務 (2) 担当課長又は主幹の職務	2	11.1	課長	2	2	11.1	5等級
				計	2			
6級	局次長の職務	1	5.6	局次長	1	1	5.6	6等級
				計	1			
合計		18	100					

(2) 企業職給料表 (二)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 旅客自動車運転者の職務 (2) 旅客自動車整備士の職務	7	14.9	係員	7	4	8.5 (12.8)	1等級
						3	6.4 (36.2)	2等級
				計	7			
2級	(1) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う旅客自動車運転者及び旅客自動車整備士の職務 (2) 運輸主任の職務 (3) 整備主任の職務	2	4.2	係員	2	2	4.2 (12.8)	1等級
						計	2	
3級	(1) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う旅客自動車運転者及び旅客自動車整備士の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運輸主任及び整備主任の職務	17	36.2	係員主任	14	14	29.8 (36.2)	2等級
						3	6.4 (51.0)	3等級
				計	17			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運輸主任及び整備主任の職務	21	44.7	主任	21	21	44.7 (51.0)	3等級
						計	21	
合計		47	100					

第5章 北九州市病院局職員給与規程

(1) 一般職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	18	29.5	係員	18	18	29.5	1等級
						計	18	
2級	主任の職務	14	23.0	主任	14	14	23.0	2等級
						計	14	

3級	主査の職務	7	11.5	主査	7	7	11.5	3等級
				計	7			
4級	(1) 係長の職務 (2) 担当係長の職務	15	24.6	係長 担当係長	8 7	15	24.6	4等級
				計	15			
5級	(1) 課長の職務 (2) 担当課長又は主幹の職務	6	9.8	課長 担当課長	4 2	6	9.8	5等級
				計	6			
6級	(1) 局次長の職務 (2) 部長の職務 (3) 担当部長又は参事の職務 (4) 事務局長の職務	1	1.6	局次長	1	1	1.6	6等級
				計	1			
合計		61	100					

(2) 医療職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師、歯科医師、科副部長、科部長又は主任部長の職務	34	19.2	医師	1	1	0.6	1等級
				科副部長	24	24	13.5	2等級
				科部長	8			
				主任部長	1	9	5.1 (76.3)	3等級
				計	34			
2級	高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う医師、歯科医師、科副部長、科部長又は主任部長の職務	126	71.2	科部長	82	126	71.2 (76.3)	3等級
				主任部長	44			
				計	126			
3級	副院長、統括部長又は担当部長の職務	16	9.0	統括部長	8	16	9.0	4等級
				副院長	8			
				計	16			

4級	院長、総括副院長又は管理者が特に指定する担当部長の職務	1	0.6	院長	1	1	0.6	6等級
				計	1			
合計		177	100					

(3) 医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	48	31.0	係員	48	48	31.0	1等級
				計	48			
2級	主任の職務	45	29.0	主任	45	45	29.0	2等級
				計	45			
3級	主査の職務	29	18.7	主査	29	29	18.7	3等級
				計	29			
4級	(1) 係長の職務 (2) 技師長の職務 (3) 薬剤師長の職務 (4) 理学療法士長の職務 (5) 臨床工学技士長の職務 (6) 担当係長の職務	27	17.4	係長	2	27	17.4	4等級
				技師長	16			
				薬剤師長	6			
				理学療法士長	2			
				臨床工学技士長	1			
				計	27			
5級	(1) 課長の職務 (2) 担当課長の職務	6	3.9	課長	6	6	3.9	5等級
				計	6			
合計		155	100					

(4) 医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0					
				計	0			

2級	(1) 助産師の職務 (2) 看護師の職務 (3) 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	521	75.5	係員	521	521	75.5	2等級
				計	521			
3級	主査の職務	108	15.7	主査	108	108	15.7	3等級
				計	108			
4級	(1) 助産師長の職務 (2) 看護師長の職務 (3) 看護専門学校の教務係長の職務 (4) 担当係長の職務	46	6.7	看護師長	38	46	6.7	4等級
				学校教務係長 担当係長	1 7			
計		46						
5級	(1) 副看護部長の職務 (2) 看護専門学校教務課長の職務 (3) 担当課長の職務	12	1.7	副看護部長	9	12	1.7	5等級
				担当課長	3			
計		12						
6級	(1) 看護部長の職務 (2) 看護専門学校校長の職務	3	0.4	看護部長	2	3	0.4	6等級
				学校校長	1			
計		3						
合計		690	100					

第6章 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程

(1) 給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	2	5.9	係員	2	2	5.9	1等級
				計	2			
2級	主任の職務	6	17.6	主任	6	6	17.6	2等級
				計	6			
3級	主査の職務	11	32.4	主査	11	11	32.4	3等級
				計	11			
4級	(1) 係長の職務 (2) 担当係長の職務	11	32.4	係長	9	11	32.4	4等級
				担当係長	2			
計		11						

5 級	(1) 課長の職務 (2) 担当課長の職務	3	8.8	課長	3	3	8.8	5 等級
				計	3			
6 級	(1) 局次長の職務 (2) 担当部長の職務	1	2.9	局次長	1	1	2.9	6 等級
				計	1			
7 級	担当理事の職務	0	0					
				計	0			
合計		34	100					